

平成二十六年第一回
大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第二号）

一、委員会を開催した年月日、時刻及び場所

び場所

平成二十六年三月十三日

午前十時一分から

午後三時三分まで

本会議場において

二、出席した委員の氏名

委員長 末宗 秀雄

副委員長 藤田 正道

阿部 英仁

志村 学

古手川 正治

後藤 政義

竹内 小代美

土居 昌弘

嶋 幸一

毛利 正徳

油布 勝秀

衛藤 明和

濱田 洋

三浦 公

御手洗 吉生

桜木 博

井上 伸史

麻生 栄作

田中 利明

三浦 正臣

守永 信幸

原田 孝司

小嶋 秀行

馬場 林

尾島 保彦

玉田 輝義

深津 栄一

酒井 喜親

首藤 隆憲

江藤 清志

久原 和弘

小野 弘利

荒金 信生

佐々木 敏夫

戸高 賢史

吉岡 美智子

河野 成司

堤 栄三

三、欠席した委員の氏名

平岩 純子

元吉 俊博

吉富 幸吉

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、出席した県側関係者

総務部長 島田 勝則

総務部審議監 諏訪 義治

財政課長 長谷尾 雅通

行政企画課長 山本 修司

税務課長 安部 雄一

人事課長 宮迫 敏郎

市町村振興課長 岡田 雄

県政情報課長 四ツ谷 年晴

知事室長 岡本 天津男

県有財産経営室長 森崎 純次

法務室長 下郡 政治

総務課長 竹田 誠一

財政企画課長 佐藤 章

人事企画課長 藤原 隆司

給与厚生課長 塩月 裕士

市町村振興課長 法華津 敏郎

行政企画課長 高屋 博

税務課課長補佐 山口 哲市

財政課主幹 神崎 文隆

財政課主幹 遠山 実

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>財政課主幹 石井聖治 財政課主幹 三浦健 税務課主幹 宮澤洋 <small>県有財産経営室主幹</small> 大石昌也 財政課副主幹 加来隆幸 …… 議会議務局長 岩本正士 次長 坂田涼 参事 監兼 本田哲也 総務課長 久々宮司朗 政策調査課長 城尚登 人事委員会事務局長 酒井薫 公務員課長 安東忠彦 労働委員会事務局長 後藤敏男 参事 監兼 青木正年 調整審査課長 大園英明 監査事務局長 吉田ミユキ 参事 監兼 小野嘉久 第一課長 塩田申子 会計管理者兼 会計管理局长 黒木和則 会計課長 阿部建蔵 用度管財課長 審査・指導室長</p> | <p>病院局長 坂田久信 県立病院長 田代英哉 病院局次長兼 県立病院事務局長 宇野耕二 県立病院 統括副院長 井上敏郎 県立病院 総務経営課長 羽田野茂則 県立病院 医事・相談課長 後藤茂樹 県立病院 総務経営課長 疋田敏彦 総務経営課長 監</p> | <p>の委員会を開きます。 本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。 なお、審査に当たっては、運営要領に従い、円滑に運営できるよう、ご協力をお願いいたします。 この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより歳入予算関係の審査に入りますが、説明は、簡潔かつ明瞭に願います。</p> | <p>入全般)でございます。 まず、平成二十六年当初予算案の全体像についてですが、一枚紙の予算特別委員会資料をごらんください。この表は、歳入予算について、款別に平成二十六年当初予算案、二十五年当初予算額と増減額、伸び率を表したものです。 一番下の歳入合計にありますとおり、二十六年当初予算案の総額は、五千九百十八億二千万円であり、その右の二十五年当初予算額五千八百十七億二千六百万円と比べますと、百億九千四百万円、伸び率で一・七%の増となっております。 これは、行財政改革の成果等によりまして人件費を抑える一方で、事業費では二・八%の増とし、投資的経費は三年ぶりに一千三百億円台を確保するなど、積極予算としたことによるもので、景気・雇用対策や安心・活力・発展プランの仕上げ、さらには、新たな</p> |
| <p>八、議事の経過</p> | <p>六、付託事件 第一号議案から第一五号議案まで</p> | <p>歳入予算全般 藤田副委員長 それでは、歳入予算関係について、執行部の説明を求めます。</p> | <p>島田総務部長 第一号議案平成二十六年大分県一般会計当初予算のうち、歳入全般について説明申し上げます。用います資料は、平成二十六年当初予算に関する説明書と一枚紙でお配りしております予算特別委員会資料(歳</p> |
| <p>七、会議に付した事件の件名</p> | <p>1、歳入予算全般 2、総務部関係予算 3、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、会計管理局関係予算 4、病院局関係予算</p> | <p>藤田副委員長 たいいまから、本日</p> | <p>藤田副委員長 たいいまから、本日</p> |
| <p>八、議事の経過</p> | <p>八、議事の経過</p> | <p>藤田副委員長 たいいまから、本日</p> | <p>藤田副委員長 たいいまから、本日</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>政策展開に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>それでは、歳入予算の主な内容について、ごらんいただいております資料と適宜、厚いほうの冊子を用いて説明をいたします。</p> <p>まず、第一款県税についてですが、二十六年度当初予算案Aの欄にありますように、一千四十五億円と五年ぶりに一千億円台を回復しました。これは、右側のB欄と比較しますと、五十三億円、率にして五・三%の増となります。</p> <p>詳細については、冊子のほう、予算説明書の五ページをごらんください。</p> <p>まず、第一項県民税第一目個人についてですが、左から二列目、本年度予算額欄にありますとおり、三百十二億九千七百三十九万七千円です。復興増税による増収や特別徴収の推進に伴う徴収率の向上はあるものの、給与所得の回復がまだ見込めないことなどから、比較欄のとおり、二億三千三百三</p> | <p>十九万六千円の減となっております。</p> <p>同じページ、その下の第二目法人ですが、五十億四千八百六十九万三千円と七ページの下の第二項事業税第二目法人、百六十億八千八百七十七万七千円、この二つの合計がいわゆる法人二税ですが、別途お配りしている一枚紙の資料のA欄の上から二つ目にありますように、法人二税合計で二百一億三千六百八十七万円となっております。</p> <p>法人二税については、輸出企業を中心とした企業業績の回復に伴い、合わせて二十三億一千九百五十一万九千円の増となっております。</p> <p>予算説明書にお戻りいただきまして、九ページをお開きください。</p> <p>九ページ、第三項地方消費税についてですが、表の右肩にありますとおり、二百二十三億九千九百二十四円です。</p> <p>第一目譲渡割につきましては、地方消費税の引き上げ、それから、第二目貨物割についても、地方消費税の</p> | <p>引き上げと、こちらのほうは円安などによる輸入額の増加によりまして譲渡割、貨物割いずれも増となります。合わせて四十二億四千九百八十八万三千円の増を見込んでおります。</p> <p>次に、冊子の一三ページをお開きください。</p> <p>一三ページ、第七項自動車取得税についてです。右肩にありますとおり、六億三千三百四十七万六千円と見込んでおります。</p> <p>消費税の引き上げとあわせて行われる自動車取得税の税率の引き下げ、あるいはエコカー減税の拡充などにより、前年度に比しまして七億三千二百七十一万六千円の大増減となります。</p> <p>一枚紙の資料にお戻りいただきまして、上から三つ目の第二款地方消費税清算金についてですが、二百七十四億三千百万円となっております。これは税務署等に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、</p> | <p>各都道府県間で清算するものがこの清算金ですが、消費税の引き上げ、あるいは地方財政計画における全国ベースでの個人消費の動向や貨物割の伸びを踏まえまして、前年度に比しまして四十七億三千五百万円の増、率にして二〇・九%の増を見込んでおります。</p> <p>同じ一枚紙のその下、第三款地方譲与税についてですが、二百二十一億八千五百万円となっております。</p> <p>そのうち地方法人特別譲与税につきましては、全国的にも企業業績の回復が見込まれますことから、前年度比で三十七億一千五百万円と三年連続の増を見込んでおります。地方譲与税全体でも、前年度と比べ三十六億五千五百万円の増となっております。</p> <p>次に、第四款地方特例交付金についてですが、三億一千五百万円と、前年度比で八百万円の減、率にして二・五%の減となっております。これは住宅ローン減税分を個人県民税から控除す</p> |
|--|--|---|--|

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>る際の減収分を補填する特例交付金で、地方財政計画に基づき減と見込むものであります。</p> | <p>九千円の増となっております。これは前年度は全生徒無料でありました県立学校の授業料について、一定所得以上の家庭から新たに徴収することとなるほか、消費税率の引き上げに伴う増、運転免許更新手数料が年間更新予定者の増加により増となることなどによるものであります。</p> | <p>あります。</p> <p>次に、五五ページをお開きください。五五ページは、第五目農林水産業費国庫補助金についてであります。四列目、比較欄にありますとおり、二十億一千八百八十四万円と、大きな増となっております。これは担い手への農地集積と集約化を図るため、農地中間管理機構事業費補助金を受け入れることや、産地規模の拡大を図るため、強い農業づくり交付金及び次世代施設園芸導入加速化支援事業費補助金を活用することなどによるものであります。</p> | <p>なっております。これは二十四年度の国の緊急経済対策により設けられまして地域の元氣臨時交付金、二十五年全体で五十八億円ございましたが、こちらが皆減することなどによるものであります。</p> <p>続きまして、六五ページをござんください。</p> <p>六五ページ、第十目災害復旧費国庫補助金については、左から四列目、比較欄にありますように、二十億八千三百九十四万二千円の減となっております。これは二十四年度の豪雨災害の過年度復旧事業費、こちらのほうが二十六年度は大幅に減少することによるものであります。</p> |
| <p>その下の第五款地方交付税については、前年度比で十三億円の増率にして〇・八%の増となっております。これは二十五年度は地方公務員給与の削減を前提とした交付額の減がございましたが、この影響で今年度は微増となっておりますものであります。</p> | <p>その下の第九款国庫支出金については、八百九十五億三千四百九十八万六千円と、前年度比で一億六千七百三十二万二千円の減となっております。</p> <p>詳細については、冊子の四八ページをお開きください。</p> <p>四八ページですが、第二項国庫補助金第二目福祉生活費国庫補助金についてですけれども、左から四列目、比較欄にありますとおり、三十億一千三百五十三万円の増となっております。これは保育所や認定保育園の整備等を図るため、子育て支援対策臨時特例交付金を受け入れることなどによるもので</p> | <p>六二ページ、第七目土木費国庫補助金ですが、比較欄をござんいただきまして、十九億八千七百二十一万七千円、それから次、もう一枚おめくりいただきまして、六三ページ、第九目教育費国庫補助金、こちらのほうは十六億二千八百六十四万八千円、それぞれ減と</p> | <p>一枚紙の資料にお戻りいただきまして、第十款の財産収入であります。十六億三千九百九十九万七千円と、前年度比で一億四千九百九十一万七千円の増、率にして九・五%の増となっております。これは教育長宿舍の売却や県有財産利</p> |
| <p>その下の第八款使用料及び手数料については、五十七億四千三百六万五千円と、前年度比で二億四千七百七十三万</p> | <p>四八ページですが、第二項国庫補助金第二目福祉生活費国庫補助金についてですけれども、左から四列目、比較欄にありますとおり、三十億一千三百五十三万円の増となっております。これは保育所や認定保育園の整備等を図るため、子育て支援対策臨時特例交付金を受け入れることなどによるもので</p> | <p>六三ページ、第九目教育費国庫補助金、こちらのほうは十六億二千八百六十四万八千円、それぞれ減と</p> | <p>一枚紙の資料にお戻りいただきまして、第十款の財産収入であります。十六億三千九百九十九万七千円と、前年度比で一億四千九百九十一万七千円の増、率にして九・五%の増となっております。これは教育長宿舍の売却や県有財産利</p> |

活用推進計画の改定に基づき、さらに不動産の売却促進を図ることなどによるものであります。

なお、資料にはございませんが、歳入確保のために二十六年度以降、庁舎の売店におきまして貸付料を徴収することといたしました。その公募の結果について議会でも議論となりましたので、若干お時間をいただいで説明をさせていただきます。

本庁舎の売店を四つの機能に区分して、公募をいたしました。一般の売店ですけれども、株式会社ローソンが選定されたところであります。貸付料の年額は五百十八万四千円であります。必ずしも貸付料だけで選定したわけではありませんけれども、ちなみに、次点者は三百八十八万八千円でありました。それ以外の三つについては、いずれも競争とはなりませんので、一者のみ応募でありましたが、一つは、県の収入証紙など、コンビニ等では取り扱

わない物品・サービスを扱う部分は大分県職員消費生活協同組合、いわゆる県職生協が七万七千四百四十二円で、それから、旅行代理店につきましては、株式会社大分航空トラベルが三十一万五千七百九十六円で、それから、薬店、薬屋さんですけれども、伊東薬店が八万九千九百九十九円で選定をされたところであります。都合、一般会計としては貸付料の総額が年額五百六十六万六千九百三十七円を見込んでいるところであります。

また、病院会計になりますが、県立病院の売店につきましては、株式会社ローソンが年額三千六百二十八万三千円で出店候補者として選定されたところであります。

全体の説明に戻りまして、一枚紙をござんただけだと思えますが、第三十二款繰入金についてであります。三百十億三千四百四十七万二千円と、前年度比で二十五億五千五百二十五万三

千円、率にして七・六％の減となっております。

詳細については、行ったり来たりで恐縮ですが、冊子の八四ページをお開きください。

冊子の八四ページですが、左から四列目の比較欄でござんただければと思いますが、一番上の第一目財政調整基金繰入金が四十億円、その下の第二目減債基金繰入金が四十八億二千三百二十一万三千円、それぞれ減となっております。これは前年度においては、

地方公務員給与の削減を前提とした交付税等の大幅な減少により収支不足が拡大したことから、当初予算段階では、これに対応するため、百五十七億円の財政調整用基金の繰り入れを計上せざるを得なかったことなどによるものであります。

次に、その下、第三目県有施設整備基金繰入金が六十五億六百六十五万一千円と、皆増しております。これは先

ほど国庫支出金のところでも説明いたしました地域の元氣臨時交付金につきまして、二十五年度に一旦基金に積み立てた上で、二十六年度、道路改良事業などの財源として活用することによるものであります。

資料一枚紙にお戻りいただきまして、第十四款諸収入についてですが、五百六十二億二千五百七十二万四千円と、前年度に比べて七億五千六百七十一万一千円の増となっております。

詳細については、冊子の九三ページになりますが、第三項貸付金元利収入第一目貸付金元利収入についてですけれども、左から二列目にありますとおり、四百九十七億七千六百九十三万一千円と、前年度に比べ七億五千七百五十五万円の増となっております。これは世界農業遺産認定地域の持続的な営みを次世代に継承・発展するための果実運用型ファンド、規模は六十億円で、そのうち県が十五億円を拠出したしま

すが、これを創設したことなどによるものであります。

最後に、一枚紙にお戻りいただきまして、下から二つ目の第十五款県債についてであります。七百七十二億八千三百万円と、前年度比で三十三億五千万円、四・二％の減となります。これは、内書きで書いておりますが、臨時財政対策債が地方財政収支の改善に伴い減となることなどによるものであります。

なお、二十六年度末の県債残高の見込みですが、一兆五百七十四億円であります。地方財政収支の改善に伴う臨時財政対策債の減や地域の元氣臨時交付金の活用により、積極予算の中でも当初予算編成段階で残高の総額が八年ぶりに減少、前年度と比べて、この大きな数字ですので、七億円とわずかなはありますけれども、残高の総額が八年ぶりに減少となります。今後も引き続き県債残高の抑制に努めてまいります。

す。

以上をもちまして、平成二十六年度当初予算案の歳入全般についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤田副委員長 以上で、説明は終わりました。

この際、委員の皆さんに申し上げます。これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑は、事前に通告のあった委員を優先して指名します。発言は、挙手し、私から指名を受けた後、起立し、発言願います。また、発言の際は、お手元のマイクをご使用ください。

また、質疑は付託された予算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名等を明らかにしてください。

質疑時間は、一人おおむね五分以内となっております。

質疑の方法については、一人一括問

答方式となっております。再質疑は二回までとなっておりますので、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にお願いいたします。

なお、関連質疑は、関連した内容にとどめ、関連以外の質疑にわたらないようにお願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

それでは、これより質疑に入ります。事前の通告者が四名おります。順次、指名してまいります。

土居委員 おはようございます。説明書の五ページから県税について書いてあります。特に、一三ページの自動車税もございしますが、県税の徴収率について四点お伺いしたいと思っております。

県税収入をふやすために、徴収率を高めていかなければなりません。来年度の徴収率をどれぐらいに見込んで

いるのか、お伺いします。

二つ目は、その見込みは今年度比べて高くなっているのかどうか、その動向についてお伺いします。

三つ目が自動車税ですが、納期内に納付される割合が低く、全国的にも最下位レベルにある大分県ですが、納付期限後の納付を含めた年度末での最終的な徴収率はこのレベルで推移しているのか、教えてください。

最後ですが、自動車税の徴収率向上に向けて、平素からどのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

安部税務課長 お答えいたします。

まず、一点目の来年度の徴収率につきましてはお答えいたします。

二十六年度の徴収率につきましては、九七・〇一％でございます。二十五年度に比しますと〇・三五ポイントの上昇を見込んでいます。引き続き、

二点目の徴収率の動向についてでございますが、平成十九年度に国の所得税から地方の個人住民税へ税源移譲がなされたことによりまして、税源移譲の前後で比較いたしますと、個人県民税の県税収入全体に占める割合につきましては、一五%が三〇%に約倍増したところでございまして、個人県民税の徴収率の動向が県税全体の徴収率に大きく影響を与えることになったところでございます。

この結果、徴収率につきましては、税源移譲前の平成十八年度の九七・五六%を境にいたしまして、平成十九年度以降、年々低下しております。特に、平成二十年のリーマンショックによる景気低迷の影響もございまして、平成二十一年度は九六・〇五%まで落ち込んだところでございます。その後、平成二十二年度からは徴収率は上昇に転じておりまして、平成二十三年度では九六・二一%、平成二十四年度では九

六・四六%まで回復いたしました。平成二十五年度は九六・六六%、二十六年度は九七・〇一%と引き続き上昇するものと見込んでいるところでございます。

最近の徴収率の向上につきましては、個人県民税と、それから、自動車税の徴収率の向上によるものであると考えております。個人県民税につきましては、税源移譲を踏まえまして、平成十九年度から市町村に県の徴収職員を派遣するなど、市町村の滞納整理を支援する取り組みを進めてまいりました。また、自動車税につきましては、滞納件数が多いことから、組織を挙げて滞納整理に取り組んでおりまして、県税事務所の総務、課税担当職員も滞納整理を行っているという状況にあります。これらの取り組みが近年の徴収率の向上に寄与しているものと考えております。

車税の徴収率でございます。ご案内のとおり、大分県は納期限である五月末までに税を収納した割合が低く、都道府県の納期内納付率の全国順位では二十三年度、二十四年度と連続して全国最下位となったところでございます。そのため、全県一斉での街頭啓発や企業訪問など、啓発、広報に重点的に取り組んだ結果、二十五年度は七〇・二一%で、初の七〇%台となったということでございます。全国順位でいきますと、二つランクが上がりました。四十五位となったということでございます。

しかし、依然といたしまして低水準であるということから、引き続き納期内納付促進の取り組みを行っていくこととしております。

納期内納付率はこのような状況でございますが、一方で、年度末までに収納された割合、いわゆる現年度分の自動車税の徴収率でございますけれども、平成十六年度以降、一貫して上昇しております。全国順位でいきますと、近年は二十番台で推移しているというところでございまして、特に、平成二十四年度は九九・三九%と、過去最高値を更新しております。今後も二十五年度で九九・四〇%、二十六年で九九・四五%と、引き続き上昇を見込んでいくところでございます。

それから、最後になりますが、徴収率向上に向けた取り組みというところでございます。自動車税は件数が多いということから、県税事務所の組織全体で滞納整理に当たっております。休日や夜間における滞納者との折衝を行うとともに、財産がありながら自主納付に応じない悪質な滞納者に対しては、差し押さえなどの厳正な滞納処分を実施し、滞納件数の圧縮に努めているところでございます。

あわせて、滞納処分により生活の維持を困難にする場合などにつきま

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>しては、徴収猶予や滞納処分等の執行停止を行うなど、滞納者の実情に応じたきめ細かな対応も行っているところでございます。</p> | <p>望しておきます。</p> <p>三浦（正）委員 おはようございます。早速、質問させていただきます。昨年も予算特別委員会で質問が出ていましたが、今年度の税収見込みに関しては、製造業や運輸、サービス業が昨年度よりも伸び率が高い業種であり、</p> | <p>自治法では、基金については確実かつ効率的に運用しなければならぬと定められていますが、このような国東市の基金の運用について、県としてどのように分析をされているのか。また、県として見習う点があるのかどうか、伺います。</p> | <p>特に、銀行・証券が円安株高の影響、製造業が景気回復や円安に伴う輸出の拡大等によりまして企業業績の回復により税収の伸び率が高くなっております。一方、建設及び電力、ガスの調定額につきましては、二十五年に比べますと微減となっております。</p> |
| <p>なお、平成二十三年度からは七月から九月の間、民間事業者に委託いたしました、自動車税納税お知らせセンター、通称コールセンターと呼んでおりますが、これを設置いたしましたして、納付の呼びかけをして、うっかり忘れの解消などにも取り組んでいるところでございます。</p> | <p>一方、伸び率が低い分野は卸や小売業であるというシンクタンクのデータや聞き取りにより伸び率を勘案して算定されたと思います。まず、実際に今年度、大分県下の各業種の状況をどのように分析されているのか伺います。</p> | <p>安部税務課長 お答えいたします。まず、業種別の税収の動向でございます。法人二税の税収につきましては、本県の税収に与える影響が大きい特定法人、これは七十四社ございますが、これらの法人につきましては、照会等によりまして個別に積算をしております。この特定法人の法人事業税に占める割合というのは、全体調定額の四二・二%を占めておるところでございます。この特定法人につきましては業種別に見てまいりますと、総じて、調定額につきましては二十五年当初予算で見込んだ額に比べますと増収となるとい見込みでございます。</p> | <p>ちよつと細かい数字でございますが、伸び率等を申し上げますと、銀行で、これは特定法人でございますが、伸び率が二二・八・二%と大きく伸びております。これは特殊要因がございまして、いわゆる円安に伴いまして、ドル建ての資産を持つている部分が円が安くなつたということと評価益が出たというようなことから大きく伸びております。それから、証券業につきましては、一七七・三%の伸びということで、これは株高等によりまして株の売買、取引が非常に盛んになってきているということから大きく伸びております。それから、製造業につきましては、一二六・八%</p> |
| <p>今後も引き続きまして徴収の強化に取り組み、さらなる税収確保に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>土居委員 ありがとうございます。</p> | <p>また、そのような分析を生かし、新年度、特に税収がよいと見込まれる業種、伸びが期待できない業種をお示しください。</p> <p>次に、先日の新聞に、国東市の長期・超長期債券の先進的な運用改革により十三年度の基金利回りは全国の自治体でトップクラスの一・九%程度に達する見込みになるといこと。地方</p> | <p>徴収率は着実に向上しているというのがよくわかりました。ありがとうございます。今後ともきめ細かな対応をしつつ、徴収率のアップに向けてご尽力いただければと思っております。要</p> | <p>徴収率は着実に向上しているというのがよくわかりました。ありがとうございます。今後ともきめ細かな対応をしつつ、徴収率のアップに向けてご尽力いただければと思っております。要</p> |

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>の伸びということでございます。これは輸出産業等を中心に、円安等の影響もございまして、企業業績が回復してきていることから、このような伸びになっているということでございます。一方で、若干ではございますが、業種でいきますとマイナスに振れる業種がございまして、それは建設業、それから、電気、ガスでございます。建設業でいきますと、伸び率といたしましては対前年比で九七・八％、それから、電気、ガスでいきますと九八・八％ということでございます。</p> <p>今、申し上げましたのは、特定法人七十四社の状況でございます。これ以外の法人につきましては、野村證券、みずほ証券、それから、日本経済新聞、それから、会社四季報などのシンクタンクの業種ごとの業績見通しが出ておりますので、それを算定して業種ごとの伸び率を見込んでいるということでございます。</p> | <p>具体的には、全ての業種におきまして、前年を上回る伸び率となっております。特に、製造業のほうが一四〇・六％、金融・保険で一七・二％と高い伸び率になっていることとございます。比較的伸び率が低い業種といたしましては運輸でございますが、それでも一〇四・八％というような伸び率になっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>岡田市町村振興課長 それでは、国東市の基金運用の件につきまして、まず、私のほうからその他の市町村に対する対応についてご説明を申し上げます。と思います。</p> <p>市町村に対しましては、健全な財政運営の観点から、地方自治法第二百四十一条第二項に基づきまして、基金の確実かつ効率的な運用についてそれぞれ助言をしているところでございます。</p> <p>国東市の状況につきましては、国東市財務活動管理方針というものをしつ</p> | <p>かりと定めていただきまして、基金を運用していただいているというふうに聞いております。具体的には、十八ある基金残高の一括運用ですとか、償還期限が通常十年の長期債に加えまして、二十年を超える超長期債の保有ですとか、さらに、長期・超長期債の保有割合を高めると。また、債券価格の高騰にあわせてまして債券を中途売却することによりまして売却益の確保ということをやられているということとでございます。</p> <p>この結果、平成二十五年度上半期の基金の運用利回りにつきましては、国東市のホームページのほうで最新の状況を見ますと三・一四七％ということとで、県内他団体と比較しましても非常に高いものになっているということとでございます。</p> <p>県内市町村の基金運用の参考にもなりませんし、工夫できる部分もたくさんあるのではないかとというふうに考えて</p> | <p>おりますので、県内他市町村につきましても今後伝えてまいりますというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>長谷尾財政課長 県としての基金運用をどう見るかというお話でございます。</p> <p>県全体の資金、あるいは基金の運用については、会計管理局で行っております。例えば、減債基金という私どもが所管している基金がございしますが、これについては、長期債での運用を既に平成十八年度から始めております。</p> <p>その理由といたしますのが、よく県債で出てまいります市場公募債というのがございます。今、私ども年間三百億円発行しているんですけども、これは満期一括方式というふうになっております。三十年で、三十年目に元金を返すと。それまで償還の金はどうするんだということになります。それから、発行額の三・三％を毎年、減債</p> |
|--|---|---|---|

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>基金に積み立てております。この原資が減債基金にあるものですから、これを長期運用しようというふうなことで、長期債券、十年ぐらいですけれども、やっております。現在、額面で百三十八億円、債券を保有いたしております、マックスで言いますと一・八%ぐらいの利回りを稼いでいるはずでございます。額にしまして二十五年度で一億二千三百万円ぐらいの減債基金に係る利回りが上がっているというようなことでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>三浦(正)委員 まず、新年度、金融・保険や製造業が特に業種としては伸びがあるということで、非常に楽しみにしていきたいというふうな思っております。また、基金の利回りの関係で、今、課長のほうからありましたけれども、所管するところでは約一億二千万円、一・八%ぐらいの利回りがあるということですので、また会計管理</p> | <p>局のほうでも少しこの分野に関して聞いてみたいというふうな思いますので、終わります。</p> <p>以上です。</p> <p>酒井委員 二点にわたって質問します。</p> <p>一つは、今、部長から説明がありました自動車取得税が七億三千二百七十一万六千円の減額となるという説明があつたわけでございます。この自動車取得税につきましては、ご案内のとおり、自動車業界から消費税との二重課税じゃないかということが言われた中で、そうした景気対策の観点から、今回、自動車取得税の軽減がされたものとなつております。現行の五%から三%、それから、営業用の自動車、軽自動車の税率が現行三%から二%に下げられるということで、地方財政計画でそうしたことが示されたわけでございます。</p> <p>それで、かなり減額となつたわけで</p> | <p>すけど、この取得税に伴います代替財源の確保が今後重要たというふうに思っております。その点についてどのような考えがあるかと同時に、ご案内のとおり、市町村もかなり軽自動車税の増収があるわけですが、来年の十月一日から消費税が一〇%に上がることによつて、これを廃止するという方向も出ております。そうした中、市町村では自動車税の増税も検討されておるといふようにお聞きをしておりますから、代替財源の確保をどのように考えておられるのか、その点についてまずお尋ねをいたします。</p> <p>それから、県債の関係についてお尋ねします。</p> <p>一般質問でもかなり質疑が出たところでございますけど、一九六〇年から一九七〇年代に急設された公共施設の維持管理の更新の時期を迎えておるといふことで、これが更新をされることになれば財政圧迫の要因にもなるとい</p> | <p>うように言われておるところでございます。今回、そうした除去費用について、地方財政法第五条の制約により地方債による財源確保はできず、基本的には、これまでは一般財源でこれが除去費用を充てておりましたけど、今回、画期的な改正が行われまして、除去費用については設計段階で特別交付税の措置がされる。さらには、これから公債、県債が認められる格好になつたわけでありまして。しかしながら、今回の地方債につきましては、基準財政需要額で見られないということから、一般会計で全て見らねばならんという格好になつておられるのか。そうすれば、たまた一時的に払うのか、長期的に払うかというだけの問題になるわけでございます。</p> <p>したがつて、今後、こうした除去等が市町村も含めてかなり出てくることになりまして、これの取り扱いにつ</p> |
|--|---|---|--|

いては、できれば臨時財政対策債等で見てもらうと、今後、こうした老朽化した除去費用が十分賄えることによって、いろんな設備が更新をされるというふうに思っております。その点につきましての見解をお伺いいたします。

安部税務課長 自動車取得税の減収と、それに対する財源措置、代替財源の確保という二点についてのお尋ねでございます。

まず、自動車取得税につきましては、先ほど酒井委員のほうから説明がございましたように、税率が今回、消費税率八％への引き上げ時で五％から三％、軽自動車につきましてはの自動車取得税につきましては三％から二％ということとで、税率がかなり下がるということもございますし、それから、エコカー減税が拡充されるということから、大幅な税収の減ということになっておるところでございます。また、このほか免税自動車、いわゆる燃費性能の高い

自動車は今売れておりますので、課税台数そのものも減ってきております。というようなことから、大きく五三・六％という税収の落ち込みとなっております。

自動車取得税につきましては、消費税率が一〇％に上がる平成二十七年の十月段階で廃止になるという方針が示されているところでございます。これに伴います財源の確保というふうなことで申し上げますと、今回、自動車取得税につきましては、いわゆる先行で減税されているということでございます。ただし、平成二十六年度の与党の税制改正大綱におきましては、まず、軽自動車税につきましては、平成二十七年以降に新規取得される軽の四輪自動車の新車から税率が引き上げられると。それから、平成二十八年度からの経年車ということで、年数がたった軽自動車につきましては重課制度、約二〇％税率が引き上げられますが、そう

いった重課制度が設けられるということになっております。

自動車取得税につきましては、その七割が市町村のほうに交付金としてまわりますので、県の段階での減収というの、もろに市町村のほうに響いてまいるといふことでございまして、今、申し上げましたような形で、軽自動車税の増に対する税制措置がとられる予定であるというふうなことがございます。

それから、もう一点でございますが、県のほうの税収の減ということも生じてまいります。車体課税につきましては、自動車取得税と、それから、自動車税がございまして、自動車税のほうにつきましては、自動車取得税の廃止にあわせまして、自動車税の見直しが行われる予定になっております。その内容でございますが、いわゆる環境性能に応じた自動車税の新たな課税の仕組みをつくるということ、今ま

では排気量課税でございましたけれども、環境性能に応じました環境性能割というのをつくらんと。これの税収規模がどの程度になるのかは定かではございませんけれども、今後、与党の中の税制調査会等で議論されていくものというふうを考えております。

いずれにしても、自動車関係の税収というのは地方にとってかなり貴重な財源でございますので、代替財源については十分な額を確保していただきたいというふうに考えております。

長谷尾財政課長 公共施設の老朽化対策のご質問でございました。

一つは、高度経済成長期に整備された公共施設の更新時期というふうなことでございまして、議会でもいろいろご議論いただきました。施設の計画的な管理ということを総務省のほうから要請を地方にいただいたところがございますけれども、その場合、公共施設等総合管理計画といったものを策定い

たしまして、そういった中にいろいろ計画、事業量等の目標を盛り込むという事になっております。一つ、これはその計画策定に対して特別交付税での措置を行うといったようなことでございます。

二つ目は、除却といいますが、撤去費用ですね。今、委員おっしゃったように、いわゆる特例債としての撤去債というふうなものになろうかと思えますけれども、導入されるというふうなことでございます。私ども公共施設の解体撤去、当然、維持管理費の縮減というふうな行政コストの削減の要請があるわけでございます。一方で、防災とか住民活動で活用するというふうな部分もございます。そういった観点で、総合的に見まして判断をしていく必要があるかと思えます。

今回、国から示された地方債については、交付税措置が全くございません。単なる資金手当てをするといったよう

なことでございますので、この特例債の活用というのは状況を踏まえて慎重に考えなければならぬと思っております。

三つ目の臨時財政対策債のお話でございます。あくまでも臨時財政対策債というのは、委員もご承知のとおりだと思いますけれども、交付税の振りかわりでございまして、むしろ私どももいたしましたので、地方自治体として、こういった施設の撤去というのは大変大きな課題でございます。そういう中で、例えばですけれども、交付税の需要額、これはいつも標準的な経費になるんですけれども、こういった中での撤去費の算入ができないかとか、あるいは委員冒頭におっしゃったように、交付税措置がないので、こういったものに交付税措置を入れてもらうとか、いろいろ検討しまして、国にもいろいろご相談しないといけないというふうに考えております。

以上でございます。
酒井委員 丁寧な説明をいただきまして、かなりよくわかったところでございます。

ただ、今後、やっぱり四十年過ぎたいろんな建物が、特に、高校の統廃合等でかなり学校がそのままなっている。市町村においても、今、小・中の統合でかなり老朽化した校舎がそのままになつていくという事で、今後、これの需要というのが非常に出てくるというふうな思っております。そういうことで、これのさらに充実した拡張が求められておりますから、今後、国に対して、やっぱりそうした裏づけ、交付税等で見られるような要望もしてもらいたいということと、それから、管理計画、恐らくこれは二十六年度で計画段階になると思いますが、実質は二十七年程度ぐらいからの実行になると思えますけど、その点について今後の管理計画はどのように立てておられるの

か、もしわかればお示しをいただきたいと思えます。

長谷尾財政課長 まだ具体的な詳細の内容がないんですけれども、今、簡単な姿だけを示されているわけでございます。実はいろいろ庁内、所管している部が多岐にわたっておりますので、そういった観点からいきますと、総務部のほうで少し音頭を取って策定していくことになろうかと思えます。

その際、委員おっしゃったように、当然、土木でありますとか教育委員会、高等学校の校舎等でございます。幾つかの部局がかなり入り込んでやらないとこの計画は策定できないと思っておりますので、新年度に入りまして準備を始めていくという段取りになろうかと思えます。

守永委員 実は土居委員の質問とほぼダブるかなという思いはするんですが、平成二十六年度予算に関する説明書の五ページから一八ページに、各税

ごとの徴収率について設定をしながら説明資料に掲げてあるんですが、どのような根拠でその年の設定率を各税目ごとに設定しているのかなというのをわかりやすく教えていただければと思います。

安部税務課長 各税目ごとの徴収率の算定方法についてのお尋ねでございました。

予算に関する説明書に記載されております徴収率につきましては、近年の徴収の伸びや徴収率の推移等を税目ごとに分析いたしまして、個別に算定しております。

まず、個人県民税につきましては、特別徴収制度を徹底させるということと、昨年度よりも徴収率の向上が見込まれるということから、これは先進県の特別徴収を推進している県がございまして、その辺の実績あたりも勘案いたしまして、決算見込みである徴収率よりも〇・五％上回るところの九八・

六％ということで設定をいたしております。

それから、法人二税、個人事業税、不動産取得税などの現年分の徴収率につきましては、過去の徴収率の推移等をもとに分析を行い、算定しております。自動車税につきましては、これまでの徴収強化の取り組みを推進してまいっておりますので、そういった取り組み効果も勘案して、見込んでいるというところでございます。

さらに、滞納繰越分がございませけれども、滞納繰越分につきましては、個別の滞納事案の動向が非常に徴収率に影響を与えるということから、これにつきましては、県税事務所から情報収集を行いまして、特殊要因がある場合はそれを考慮して算定しております。次に、県民税利子割、地方消費税、自動車取得税、狩猟税につきましては、制度上、滞納が生じにくいということから、一〇〇％の徴収率としておりま

すし、ゴルフ場利用税につきましても、近年の傾向に基づきまして滞納が生じる可能性が低いということから、同様に徴収率を一〇〇％としているところでございます。

以上のように、説明書に記載している県税の徴収率につきましては、各税目ごとにそれぞれ分析を行って、算定しているところでございます。

以上でございます。

守永委員 ありがとうございます。実績プラス他県の状況、情報を収集しながら、若干上乘せして努力目標を立てながらというふうなことのようなんですけれども、九八％、九九％台の分については、伸ばすといっても、かなり厳しいものがあるんじゃないかなと思います。できるだけ公平公正という部分もありますので、きちんと制度にのっとって徴収できるように努力をお願いしたいと思います。

それと一点、軽油引取税について、

九九・九％というふうな設定になっているんですけども、これに対しては、不法な取り扱いだとか、そういったものもあるかと思いますが、それは使用した上での課題というふうなことになるんでしようけれども、そういった事例に対しては徴収率は影響しないと思っております。

安部税務課長 軽油引取税の徴収率九九・九％の根拠でございます。

軽油引取税につきましては、徴収猶予という制度がございまして、現年度に課税した分につきまして、年度をまたいで翌年度に徴収猶予ということが発生いたします。そのため、一〇〇％の徴収率にならないという制度上の問題から、九九・九％というような率を設定しているところでございます。

それから、不正軽油等が発生すれば、それはその段階で徴収率が一〇〇％にならないということになるわけござい

いますが、今のところそういったおそれがないということから、徴収猶予に係る分だけ見込んで、九九・九%という率を設定しているところでございます。

以上でございます。

藤田副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いします。

堤委員 おはようございます。早速入りますね。

地方消費税増収分の二十四億九千三百万円、増税に伴う地方交付税の増収分が十四億四千七百万円と、本会議で歳入増収分の答弁がありましたけれども、県民に対する消費税増税による影響額はどうか、また、来年一〇%になれば、県としての歳入及び県民への影響額はどのような状況になるのか。

二点目、五ページで個人県民税の滞納分収入見込み額が三百七億七千九百万円、調定見込み額に対する収入見込

みは二五%となつていますけれども、今後、時効とか、換価不能という状況も出てくると思えますけれども、それはどういうふうな状況になるというふうに推計をされているのか。

それと、復興特別住民税、若干さつき数字があつたのかなと思うんだけど、どれぐらいの収入見込みか。

それと最後に、消費税の増税の影響で使用料、手数料、先ほど二億四千百七十三万円の増収というふうに言われていますけれども、その内訳を教えてください。消費税が幾らで授業料の負担が幾らで、もう一個何か言いよつたような気がするんですけど、そういう内訳を教えてください。

以上。

安部税務課長 一点目のご質問、地方消費税の引き上げに伴うところの県民への影響ということでございます。

これにつきましては、シンクタンク等あたりが標準的な世帯における消費

税増税に伴う負担の増ということを発表しております、大体五百万円ぐらいの年収がある四人世帯ではじいたところ、たしか大体八万円ぐらいの負担増になるといふような記事が載つていたように思います。そういった形でございまして、大分県におきましても同様の負担増が発生するのではなからうかなというふうに考えております。

それから、個人県民税の繰越分の徴収率二五%台というふうなお話がありました。

個人県民税につきまして、市町村のほうで賦課徴収を行っているということから、県といたしましては、平成十九年度から市町村に対しまして県の徴収職員を派遣して徴収率のアップに取り組んでいくところでございます。こういったこともございまして、個人県民税につきましては、収入未済額が毎年二億円弱でございますが、減ってきているというふうなことがございます。

したがしまして、滞納額そのものも今後とも引き続き圧縮されていくのではなからうかなというふうに考えております。

それから、住民税の関係の復興増税のお話でございました。

個人住民税につきましては、震災対策、東日本大震災が発生いたしました、その防災関係の財源を賄うということから、平成二十六年度から十年間、住民税で一千円でございます、県で五百円、市町村で五百円、住民税の均等割に上乗せするという税制が施行されております。この分に関係する税収といたしまして、県の県民税の税収でいきますと二億四千万円の増収になるというふうに見込んでいくところでございます。

以上でございます。

長谷尾財政課長 消費税絡みでございます使用料、手数料の内訳でございます。

使用料及び手数料全部で百六十九項目でございます。うち、非課税がかなりの分ございまして、消費税法上、課税対象となる項目が三十四項目でございます。これにつきまして、三十四項目で四千六百七十一万円の増収を見込んでおります。

その増収額の大きなものとしたしまして、実はこれは昨年十二月の第四回定例会におきまして議決を既にいただいておりますけれども、港湾使用料、これが二千三百二十二万五千円、あるいはそのほかでございますけれども、河川の流水占用料というのが一千六百十五万円ほどございます。

あと、委員おっしゃいました高校授業料の件でございますけれども、これは実は消費税とは関係ございません。来年度から、今まで無償化を公立高校はやってきましたけれども、この月九千九百円がもとの授業料の価格でございますけれども、これが年収でい

いますと大体九十万円以上の世帯につきましては徴収されるということ、その分の授業料がふえたということ、ございまして、消費税の引き上げとは関係ございません。

以上でございます。

堤委員　ごめんなさいね。ちよつと質問の仕方が悪かったね。長谷尾課長、二億四千七百七十三万円、この内訳をちよつと教えてほしいということですね。消費税絡みもありますし、高校の授業料の関係もあるし、その内訳はどうなのかということをお願いいたします。それと、財政課長、平均的な五百万円の四人で八万円、これも八%のときの計算でしょうから、これで大体シンクタンクであれば県別の世帯数とか、そういうのは出ているのではないかなと思うんだけど、それから計算した場合、大体どれぐらいの状況になるのかなというのがちよつとわからんですね。もしそういうシンクタンクが

県別に五百万円世帯で八万円以外の数字、つまり全体で何十億円とか、そういうのがわかれば教えていただきたい。

それと、もう一個聞いたのは、来年一〇%になったときに、シンクタンクはそういう数字というのは出しているのかなというのがあるんですけれども、その二点を聞きましょう。

以上です。

安部税務課長　先ほど堤先生おっしゃられました二億四千九百万円というのは、二十四億円のこちらのほうでよろしいんですかね。これは消費税引き上げ分につきましては社会保障財源化するということでございます。本県、消費税の引き上げ分に見合う社会保障財源といたしまして算出した金額が二十四億九千三百万円ということでございます。

この消費税につきましては、一旦国が徴収しまして、それから県に払い込

まれるというような仕組みになっておりますし、納税地と、それから、消費地が異なるということから、一旦県に入りました消費税収を各都道府県間で清算すると。清算した後、その後の金額につきまして、今度は市町村のほうに地方消費税交付金という形でお配りするということになっております。本県の場合でいきますと約四十三億円、消費税は増収になるんですけれども、このうち、先ほど言いましたように、各都道府県間で清算し、それから、市町村に交付金として交付した残りの額が、これは引き上げ額相当額ということになります。二十四億九千三百万円という数字になるということでございます。

それから、消費税率が一〇%が上がったときの負担額なんですけれども、ちよつとそこまで調べておりません。八%の段階での負担額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、シン

クタンクによつては出ている場合があるうかと思ひます。また、わかつた段階で説明のほうをさせていたただきたいというように思つております。

以上でございます。

長谷尾財政課長 済みません、使用料、手数料の増減のお話でしたか。

二億四千万円ほどの増でございますけれども、まず、使用料のほうは、先ほど申し上げました県立学校の授業料、これで一億九千六百万円ほどの増加を見ております。もう一つ、手数料のほうでございますけれども、運転免許関係の手数料でございます。これらの増分を見て、合わせて二億四千七百七十三万九千円の増といったことになりました。

堤委員 ごめん、最後のほう、ちょっと聞こえなかった。咳が出てしまつてね。

財政課長、税務課長、僕が聞いたのは、二十四億九千三百万円とか、そう

いう話じゃなくて、八万円でシンクタンクが出てくるのであれば、大分県全体の負担割合もそのシンクタンクははじいていないんですかと。それをもしわかれば、後でいいですから、また教えてください、一〇%も含めてね。最後の数字だけちよつともう一遍、免許証の。

長谷尾財政課長 運転免許関係事務手数料が七千五百七十七万二千円の増を見込んでおります。以上でございます。

古手川委員 消費税の部分で二点あつたんですが、今、一点は堤議員の質問の中で解決をいたしましたので、二十四億九千三百万円と四十二億円のところの差異の部分をお伺いしたかったので、解決しました。

もう一点は、ちよつと細かいんですけれども、やはり消費税のところで譲渡割と貨物割の部分で、先ほど部長のご説明で、円安の影響という形でご説

明ありましたが、これは多分、貨物というところで輸出だと思ふんですが、貨物割のほうが多分に増収率が大きいの、その辺のご説明を若干科目の説明も入れていただけるとありがたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

安部税務課長 地方消費税につきましては、譲渡割と、それから、貨物割ということに分かれております。譲渡割につきましては、いわゆる資産の譲渡ということ、これは税務署のほうで課税をしておる関係になります。それから、貨物割につきましては、海外からの輸入貨物に対して税関で課税するという形になっております。

譲渡割と貨物割の増収額に大きな差があるということでございますが、まず、譲渡割につきましては、例えば、法人でございますと、事業年度単位での申告納付になります。したがいまし

の影響があらわれるというのが、四月一日から消費税が上がりますので、二十六年四月から二十七年三月の事業年度の法人であります平成二十七年三月決算法人が通年、影響を受けるということでございます。この法人の申告時期は二十七年五月ということになりますから、二十七年に八%への増税の影響が丸々出てくるというようなこともございます。

それからもう一つは、国のほうに納められた地方消費税につきまして、国から県に払い込まれますが、これに二カ月要しております。したがいまして、今の法人の話でいきますと、三月決算法人であれば五月に国に申告納入し、七月に県のほうに入るということから、県のほうにいたしましては、県の収入段階でいきますと、八%の影響を受けるといふのは非常に小さくなつてくるというようなことがございます。

一方で、貨物割のほうは輸入の時期

に、輸入の際に申告納付をするという

こととございまして、平成二十六年四

月から取引、税関を通じて輸入貨物を

輸入するという場合につきましても、

四月の申告から即新税率が適用され、

四月から申告納入されてくるというこ

とでございまして。先ほど言いましたよ

うに、一旦そういった形で税関に入り

ますけれども、それからまた県のほう

に払い込まれるのに二カ月、これも同

じようにかかりますので、二十六年

度につきましては八％への引き上げの影

響は若干薄まりますけれども、譲渡割

と比べまして、貨物割のほうが八％へ

の税率の引き上げの影響が大きいとい

うことが一つございまして。それから、

円安ということもございまして、輸入

貨物の価格そのものが上がってくる

ということから、貨物割自体の税収が全

体として伸びるといふこともございま

して、譲渡割と貨物割の税収の開きが

生じているというようなことでござい

ます。

以上でございまして。

麻生委員 三点伺います。まず一点

目、県有財産を使用許可を出したり、

あるいは貸し付けたりして、自動販売

機でありますとか、あるいは売店、こ

ういったものを税収が上がるように、

有効利用するように努力をいただいで

いるわけでありまして、そこで、冊子

の三七ページに総務使用料で庁舎等使

用料という費目があります。そして、

七三ページに財産貸付収入で家屋貸付

料でありますとか、その次に、土地貸

付料という費目があるんですけれども、

使用料と貸付料の基準といたしますか、

その辺をちよつとお示しいただきたい

ということ。

それと、当然、県有財産等々で非常

に価値があるということを民間の皆さ

んが入札をされて再認識したわけであ

りますけれども、そういった中で、例

えば、土地貸付料と、この県庁のすぐ

隣接地にありますある貸し付けしてい

る土地とか、底地の貸し付け等々がピー

ク時の二分の一の金額で貸し付けられ

ていると。こういった部分は、当然、

見直しをされるべきではないかなと、

こういうふうに思うんですが、その点

もあわせてお答えを願います。

それから二点目は、県税の徴収に関

して、差し押さえ物件のインターネット

トオークションとか、こういった新た

な取り組みをしていただいでおりまし

て、なかなか効果が上がっているとい

うふうに聞いているんですが、実は車

の差し押さえ等々も、大分県の外車で

いいものがオークションにかげられて

いるというのをフェイスブック友達の

投稿によって、その物を見たんであり

ますけれども、県のほうでのPRであ

りますとか、そういったものを見たこ

とないんですね。

PRの仕方とか情報発信の仕方とい

うのがなかなか難しいのも事実でしょ

うし、効果的な対象、こういった対象

の方々にとのような情報発信をされよ

うとしているのか、その見直しについ

てお伺いしますとともに、インターネッ

トオークションの実績と来年度どのよ

うに取り組むのか、その点についても

伺います。

三点目は、冊子の四〇ページ、教育

財産使用料とか体育施設使用料という

のが費目としてあるわけでありませ

れども、例えば、県立高校の体育館等々、

お伺いしますと、いろんな各競技団体

が活用をしてフル稼働を、使えるも

のは貸してほしいという形で皆さんお

願いをして借りておるわけでありませ

が、学校によって、かなり基準が違

とか、高校自身の競技大会、九州大会

をやった場合でも、ある学校は免除に

していただけるんですけども、あると

ころは取るとか、その辺が非常にわか

りづらいもんですから、この辺はそう

いった教育にかかわる部分については、

財政のほうとしても税収アップとかいう部分とはちよつと違った観点で、基準も含めて基本的な考え方を整理した上で、よく使える方向で調整をしていただいたほうがいいのではないかなと、このように思いますので、その点についてもお答えいただければと思います。以上、三点です。

森崎県有財産経営室長 それでは、最初のご質問でありましたけれども、使用と貸し付けの違いでございます。

今、公有財産には行政財産と普通財産とございます。行政財産のほうは目的外使用ということで使用料で使用させているということもあるんですけども、貸し付けもできるように今なっております。また、普通財産のほうは、やはり貸し付けができるようになっております。

行政財産のほうの貸し付けと使用の違いなんですけれども、一般的に言いますと、貸し付けのほうが長く安定的

に貸し付けをするという場合に適しているというふうにお考えいただけるといいと思います。したがって、相手方は、やはり貸し付けのほうが安定的に長い。そして、行政財産の目的外使用の場合は大体一年を切っていくことが多いので、そういう観点でお考えいただければというふうに思います。

それから、駐車場とか、その貸し付けの関係なんですけれども、近隣の駐車場につきましては、今、三力所、県のほうの所有地で駐車をさせているところがあります。そういう中で、県庁舎の職員駐車場というのがあります。そこは平成二十一年四月からチェーン式の駐車場に変更して、駐車場の運営委員会に有料で使用許可をしています。あとは、舞鶴の一丁目と中島西のほうにあるんですけども、これについては、この駐車場の運営委員会と協議をしながら使用料を決めていっているという状況でございます。

以上でございます。
安部税務課長 インターネット公売に関するお尋ねでございました。

まず、インターネット公売につきましては実績を申し上げたいと思います。インターネット公売につきましては、平成十九年度から開始しております。平成十九年度でいきますと、年間を通じまして、年間五回、インターネット公売のほうに出品しております、この当時でいきますと、出品件数が二十四件でございました。落札金額でいきますと、約二百万円の落札金額ということになっております。

近年でいきますと、平成二十四年度で申し上げますと、年間で八回出品をしております、出品件数といたしましては三十九件でございます。うち、この中に自動車が五台ということでございます。落札件数といたしましては二十六件、三十九件中、二十六件落札いたしております、落札金額とい

たしまして約百二十万円ということでございます。直近でいきますと、今年度、平成二十五年度でございますが、七回出品しております。出品件数は六十二件、うち、自動車が九台、落札件数にいたしまして四十件の、落札金額が二百三十万円ということでございます。

インターネット公売につきましては、インターネットを通じて応札してもらうということでございます。県民の皆さんにこういったことをやっている、こういう情報がなかなか伝わりにくいということも指摘のとおりでございます。ということもございまして、先般、インターネット公売を行う際に当たりましては、合同新聞のほうに情報提供いたしまして、新聞のほうにも掲載をされたところでございます。今後とも新聞等に対しまして情報提供しながら、県民皆さんにこういった

ことをやっているということの周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

長谷尾財政課長 今の高等学校によって温度差があるというお話なんですけれども、ちよつと私もそこは詳しくは存じ上げません。基本的に県立高校なんかの体育館をご使用いただく場合は、照明設備とか、こういった諸掛かりについてはいただいております。

あと、どんな施設があるかということ、基本的に体育館だと思っただけですけども、そこで使用料の差というのが、ちよつと今、何とも言いかねますので、また教育委員会のほうにも話はしておきたいと思ひます。

麻生委員 ありがとうございます。土地の貸付料については、私が申し上げたのは駐車場ではない。十分わかっているから、それ以上は申し上げませんが、当然、

県庁の隣接地を含めて、非常に立地のいい場所にあるわけでありまして、例えば、県庁の売店もあれだけの価値というか、しかも、それが二十四時間活用できるようなことがもし隣接地等々を含めてあるならば、県民の財産ですから、貸し付けているとか、長期になつていられるようにけれども、ほかのところには貸したほうが県民にとつてはいわけてありますし、そういったことも含めて、ある意味、考えていかなければならない。あるいは適正な評価をしつかりと、そういった実績がある中で、評価がえも見直しをしていく必要があるんじゃないかなと。今回の入札結果に基づいて、幾分なりともそういった評価の見直しもしながら取り組んでいってほしいと、このことは要望しておきたいと思ひます。

めて徴収しようということなんでしようけれども、教育団体の大会でありまして、いろいろな部分で、結果としては、そつちの予算措置をせざるを得ないということ、プラス・マイナスして考えると、できるだけ使い勝手のいいような形で、そういった部分も十分なフル稼働できるような形での当初からの教育財産としての予算措置ですね、電気代、照明代とかもろをもろを含めて措置してあげて、利用できるような方向も考え方としてはございますので、そういったことも含めて、教育委員会という方向でご協議をいただきますようにお願いをしておきます。

以上で終わります。

宮迫人事課長 麻生先生のほうからご指摘をいただきました土地の件なんですけれども、事実関係だけ申し上げますと、これは不動産鑑定を三年に一回やっております、それをもとに貸付料を算定していると。普通財産貸付料の算

定基準ということで、不動産鑑定をした鑑定評価に基づく時価掛ける百分の五、それに市町村交付金相当額、いわゆる税金の部分を上乗せして貸付料を算定しているという形で、三年に一回、見直しを行っているということでございます。

藤田副委員長 そのほか質疑ございますか。

玉田委員 一点だけお伺いします。産業廃棄物税についてでありますけれども、現年度の調定見込みが一億九千万円で、そして、滞繰分の調定額が四億二千三百万円というふうに、他の税と比べて、やはり滞繰分が倍以上というふうな状況になつていられるんですけども、その中で、滞繰分の徴収率が五・九%という見込みをされていまして、同制度を持つ他県の状況と比べて、この滞繰分についての徴収率というのがどういふ状況にあるのか、高いのか低いのか。すぐにわからなければ、後で

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>資料等があれば出していただきたいと思えますし、その点についてお考え方を伺いたいと思います。</p> | <p>しながら税収確保に努めているところでございますが、なかなか思うようにいかないということから、税収確保はこういった状況になっているところとでございます。それから見込んだときの徴収率といたしまして五・九％というような率になっているところとでございます。</p> | <p>ますか。</p> <p>後藤委員 八一ページに寄附金の項があるんですけども、実はふるさとのおいた応援基金というのが予算も少ないんですが、実績も少ないんですよけれども、東京事務所とか、大阪事務所とか、福岡事務所とかあるわけですから、何か寄附をしていただくための作戦といいますか、動きを何かやられているんでしょうか。あるいは何もしないで、ただそういうものがあるんだよという状況になっているのかどうか、ひとつ教えてください。</p> | <p>のお願いをしております。なかなか大きくは膨らみませんけれども、毎年、動いているというのを伺っております。これは企画振興部でやっておりますけれども。</p> <p>あと、土木の寄附のほうの話は、来年度から信号機、標識等に街灯に広告を載せようと。一基何ぼとかいって、それを一つ考えております。来年度の新しい試みとしてですね。</p> <p>それと、地域環境保全をちよつと今、失念しております。後ほどまたご説明に上がります。</p> |
| <p>安部税務課長 産業廃棄物税の滞納繰越分の金額の問題と、それから、徴収率の問題でございます。産業廃棄物税につきましては、滞納繰越分ということで四億二千三百七十六万七千円、調定として上げております。これはいわゆる滞納繰り越しということで残っている分ということでございまして、これは特殊案件と申しまして、過去数年分にまたがって更正を受けた分でございます。まして、企業業績そのものが思わしくないということから滞納になっているというように、こういって大きな金額になっているということでございます。</p> | <p>他県との比較でございますけど、ちよつと他県の分については詳しい資料が今、手元にございませんので、また後ほど調べた上でご説明のほうをさせていただきますというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>玉田委員 個別の案件があると思えますので、この件については非常に苦勞されていると思えますけれども、他県状況を含めていろいろ確認したいので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>藤田副委員長 そのほか質疑ござい</p> | <p>それと、三日と四日、地域環境保全基金寄附、これと道路管理費等寄附というの、ちよつとこれはどういう性質のものなのか、教えてください。</p> <p>長谷尾財政課長 最初のふるさとのおいた応援基金寄附でございますけれども、実は東京事務所、大阪事務所、福岡、こういった県人会を抱えているところに毎年度、足を運びまして寄附</p> | <p>後藤委員 道路管理費等寄附は土木ですから、信号機とかは関係ないですよ。あくまで道路照明灯、街路灯とございますか、そういうものだけに限るんでしょうね。</p> <p>山本行政企画課長 道路関係の寄附について、私のほうからご説明をさせていただきます。</p> <p>新たな歳入確保の取り組みというこ</p> |
| <p>徴収率が低いというのも、先ほど徴収率の見込みのところでお話がありましたけれども、いわゆる特殊要因というところで、滞納処分、差し押さえ等を</p> | <p>玉田委員 個別の案件があると思えますので、この件については非常に苦勞されていると思えますけれども、他県状況を含めていろいろ確認したいので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>藤田副委員長 そのほか質疑ござい</p> | <p>それと、三日と四日、地域環境保全基金寄附、これと道路管理費等寄附というの、ちよつとこれはどういう性質のものなのか、教えてください。</p> <p>長谷尾財政課長 最初のふるさとのおいた応援基金寄附でございますけれども、実は東京事務所、大阪事務所、福岡、こういった県人会を抱えているところに毎年度、足を運びまして寄附</p> | <p>後藤委員 道路管理費等寄附は土木ですから、信号機とかは関係ないですよ。あくまで道路照明灯、街路灯とございますか、そういうものだけに限るんでしょうね。</p> <p>山本行政企画課長 道路関係の寄附について、私のほうからご説明をさせていただきます。</p> <p>新たな歳入確保の取り組みというこ</p> |
| <p>徴収率が低いというのも、先ほど徴収率の見込みのところでお話がありましたけれども、いわゆる特殊要因というところで、滞納処分、差し押さえ等を</p> | <p>玉田委員 個別の案件があると思えますので、この件については非常に苦勞されていると思えますけれども、他県状況を含めていろいろ確認したいので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>藤田副委員長 そのほか質疑ござい</p> | <p>それと、三日と四日、地域環境保全基金寄附、これと道路管理費等寄附というの、ちよつとこれはどういう性質のものなのか、教えてください。</p> <p>長谷尾財政課長 最初のふるさとのおいた応援基金寄附でございますけれども、実は東京事務所、大阪事務所、福岡、こういった県人会を抱えているところに毎年度、足を運びまして寄附</p> | <p>後藤委員 道路管理費等寄附は土木ですから、信号機とかは関係ないですよ。あくまで道路照明灯、街路灯とございますか、そういうものだけに限るんでしょうね。</p> <p>山本行政企画課長 道路関係の寄附について、私のほうからご説明をさせていただきます。</p> <p>新たな歳入確保の取り組みというこ</p> |
| <p>徴収率が低いというのも、先ほど徴収率の見込みのところでお話がありましたけれども、いわゆる特殊要因というところで、滞納処分、差し押さえ等を</p> | <p>玉田委員 個別の案件があると思えますので、この件については非常に苦勞されていると思えますけれども、他県状況を含めていろいろ確認したいので、よろしくお願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>藤田副委員長 そのほか質疑ござい</p> | <p>それと、三日と四日、地域環境保全基金寄附、これと道路管理費等寄附というの、ちよつとこれはどういう性質のものなのか、教えてください。</p> <p>長谷尾財政課長 最初のふるさとのおいた応援基金寄附でございますけれども、実は東京事務所、大阪事務所、福岡、こういった県人会を抱えているところに毎年度、足を運びまして寄附</p> | <p>後藤委員 道路管理費等寄附は土木ですから、信号機とかは関係ないですよ。あくまで道路照明灯、街路灯とございますか、そういうものだけに限るんでしょうね。</p> <p>山本行政企画課長 道路関係の寄附について、私のほうからご説明をさせていただきます。</p> <p>新たな歳入確保の取り組みというこ</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>とで庁内で検討を重ねてまいりまして、おおいた灯りのサポーター事業ということで、道路にございます街路灯、この電気代について県民の方からご負担いただけないか、ご寄附いただけないかということを考えました。企業、商店等、そういう方に年間の電気代が二万円ほどかかりますので、その三年分として六万円ということでご寄附いただきましたら、街路灯のポールにご寄附いただいた会社名を書きましたシールを張らせていただいて、この会社からご寄附いただいていますと、このご寄附によって維持できておりますという旨の表示をさせていただこう、そういうことで、また新たな歳入を確保したいという取り組みでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>後藤委員 はい、ありがとうございます。</p> <p>長谷尾財政課長 後藤委員、済みません。地域環境保全基金、これはレジ</p> | <p>袋を有料化したときに、各店舗の皆さん方からいただくお金ということでございます。レジ袋を有料化して一円とか取りますですね、お店によって。それを各業界から寄附としていただいているということでございます。申しわけございません。</p> <p>藤田副委員長 ほかに質疑はございませんか。</p> <p>「「なし」と言う者あり」</p> <p>藤田副委員長 なければ、先ほどの玉田委員の発言の中で、産廃税については後日調べて資料提出をという要求がございましたので、お諮りいたします。ただいまの資料を委員会として要求することに異議ございませんか。</p> <p>「「異議なし」と言う者あり」</p> <p>藤田副委員長 ご異議がないようなので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。</p> <p>また、ほかに質疑もないようですので、これをもって、歳入予算関係に對</p> | <p>する質疑を終わります。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>午前十一時三十一分 休憩</p> <p>午後一時一分 再開</p> <p>末宗委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。</p> <p>これより総務部関係予算の審査に入りますが、説明は、主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭をお願いいたします。</p> <p>総務部関係</p> <p>末宗委員長 それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求めます。</p> <p>島田総務部長 それでは、平成二十六年当初予算のうち、総務部関係の歳出予算についてご説明いたします。</p> <p>用います資料は、お手元の平成二十六年度総務部予算概要であります。</p> <p>一ページをお開きください。</p> | <p>平成二十六年度総務部当初予算の概要についてであります。</p> <p>左側にローマ数字のⅠ、予算のポイントということで、分権確立に向けた行政体制の整備を挙げております。</p> <p>地方分権が進む中、(一)のとおり、行財政高度化指針に基づき、県として持続可能な行財政基盤の確立を推進するとともに、(二)のとおり、人口減少が見込まれる条件不利地域の市町村を対象にした行政サービス提供体制の構築や市町村への権限移譲、市町村の行財政改革の取り組みの支援を行ってまいります。</p> <p>次に、右側のⅡ事業体系をごらんください。</p> <p>平成二十六年度県政推進指針に基づきまして、分権確立に向けた行政体制の整備に向けて、新規事業である政策県庁を担う人材育成推進事業などを挙げております。詳細については、追ってご説明いたします。</p> |
|---|--|---|---|

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>三枚おめくりいただき、二ページをお開きください。</p> <p>平成二十六年総務部予算一般会計についてであります。</p> | <p>上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千四百二十六億三千二百八十九万三千円を計上しております。これを前年度二十五年度当初予算額と比較しますと、右から二列目のとおり、十八億一千五百四十七万七千円、率にして一・三%の増となります。これは、地方消費税率の引き上げに伴う、地方消費税清算金・交付金の増などが主な要因であります。</p> | <p>以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。</p> <p>一一ページをごらんください。</p> <p>事業名欄の一番下、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費三百万円であります。指定管理施設において、利用者のニーズに機動的に対応するた</p> | <p>め、の経費として新規に計上してあります。次に、一二ページをお願いいたします。事業名欄の上から二つ目、県有財産利活用推進事業費二千九百五十二万八千円です。財産管理の適正化、未利用地等の利活用を図るために要する経費であります。今年度改定いたしました新県有財産利活用推進計画に基づき、地価の動向等を注視しながら売却を進めるとともに、貸し付けなど多様な手法による歳入確保に努めてまいります。少し飛びまして、二二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、職員研修費であります。主なものとして、右端の事業概要欄の一番上ですが、大分県自治人材育成センター運営費負担金二千九百四万八千円は、従来、職員研修所が行っておりました県職員の研修につきまして、</p> |
| <p>三枚おめくりいただき、二ページをお開きください。</p> <p>平成二十六年総務部予算一般会計についてであります。</p> | <p>上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千四百二十六億三千二百八十九万三千円を計上しております。これを前年度二十五年度当初予算額と比較しますと、右から二列目のとおり、十八億一千五百四十七万七千円、率にして一・三%の増となります。これは、地方消費税率の引き上げに伴う、地方消費税清算金・交付金の増などが主な要因であります。</p> | <p>以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。</p> <p>一一ページをごらんください。</p> <p>事業名欄の一番下、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費三百万円であります。指定管理施設において、利用者のニーズに機動的に対応するた</p> | <p>め、の経費として新規に計上してあります。次に、一二ページをお願いいたします。事業名欄の上から二つ目、県有財産利活用推進事業費二千九百五十二万八千円です。財産管理の適正化、未利用地等の利活用を図るために要する経費であります。今年度改定いたしました新県有財産利活用推進計画に基づき、地価の動向等を注視しながら売却を進めるとともに、貸し付けなど多様な手法による歳入確保に努めてまいります。少し飛びまして、二二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、職員研修費であります。主なものとして、右端の事業概要欄の一番上ですが、大分県自治人材育成センター運営費負担金二千九百四万八千円は、従来、職員研修所が行っておりました県職員の研修につきまして、</p> |
| <p>三枚おめくりいただき、二ページをお開きください。</p> <p>平成二十六年総務部予算一般会計についてであります。</p> | <p>上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千四百二十六億三千二百八十九万三千円を計上しております。これを前年度二十五年度当初予算額と比較しますと、右から二列目のとおり、十八億一千五百四十七万七千円、率にして一・三%の増となります。これは、地方消費税率の引き上げに伴う、地方消費税清算金・交付金の増などが主な要因であります。</p> | <p>以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。</p> <p>一一ページをごらんください。</p> <p>事業名欄の一番下、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費三百万円であります。指定管理施設において、利用者のニーズに機動的に対応するた</p> | <p>め、の経費として新規に計上してあります。次に、一二ページをお願いいたします。事業名欄の上から二つ目、県有財産利活用推進事業費二千九百五十二万八千円です。財産管理の適正化、未利用地等の利活用を図るために要する経費であります。今年度改定いたしました新県有財産利活用推進計画に基づき、地価の動向等を注視しながら売却を進めるとともに、貸し付けなど多様な手法による歳入確保に努めてまいります。少し飛びまして、二二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、職員研修費であります。主なものとして、右端の事業概要欄の一番上ですが、大分県自治人材育成センター運営費負担金二千九百四万八千円は、従来、職員研修所が行っておりました県職員の研修につきまして、</p> |
| <p>三枚おめくりいただき、二ページをお開きください。</p> <p>平成二十六年総務部予算一般会計についてであります。</p> | <p>上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千四百二十六億三千二百八十九万三千円を計上しております。これを前年度二十五年度当初予算額と比較しますと、右から二列目のとおり、十八億一千五百四十七万七千円、率にして一・三%の増となります。これは、地方消費税率の引き上げに伴う、地方消費税清算金・交付金の増などが主な要因であります。</p> | <p>以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。</p> <p>一一ページをごらんください。</p> <p>事業名欄の一番下、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費三百万円であります。指定管理施設において、利用者のニーズに機動的に対応するた</p> | <p>め、の経費として新規に計上してあります。次に、一二ページをお願いいたします。事業名欄の上から二つ目、県有財産利活用推進事業費二千九百五十二万八千円です。財産管理の適正化、未利用地等の利活用を図るために要する経費であります。今年度改定いたしました新県有財産利活用推進計画に基づき、地価の動向等を注視しながら売却を進めるとともに、貸し付けなど多様な手法による歳入確保に努めてまいります。少し飛びまして、二二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、職員研修費であります。主なものとして、右端の事業概要欄の一番上ですが、大分県自治人材育成センター運営費負担金二千九百四万八千円は、従来、職員研修所が行っておりました県職員の研修につきまして、</p> |
| <p>三枚おめくりいただき、二ページをお開きください。</p> <p>平成二十六年総務部予算一般会計についてであります。</p> | <p>上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千四百二十六億三千二百八十九万三千円を計上しております。これを前年度二十五年度当初予算額と比較しますと、右から二列目のとおり、十八億一千五百四十七万七千円、率にして一・三%の増となります。これは、地方消費税率の引き上げに伴う、地方消費税清算金・交付金の増などが主な要因であります。</p> | <p>以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。</p> <p>一一ページをごらんください。</p> <p>事業名欄の一番下、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費三百万円であります。指定管理施設において、利用者のニーズに機動的に対応するた</p> | <p>め、の経費として新規に計上してあります。次に、一二ページをお願いいたします。事業名欄の上から二つ目、県有財産利活用推進事業費二千九百五十二万八千円です。財産管理の適正化、未利用地等の利活用を図るために要する経費であります。今年度改定いたしました新県有財産利活用推進計画に基づき、地価の動向等を注視しながら売却を進めるとともに、貸し付けなど多様な手法による歳入確保に努めてまいります。少し飛びまして、二二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、職員研修費であります。主なものとして、右端の事業概要欄の一番上ですが、大分県自治人材育成センター運営費負担金二千九百四万八千円は、従来、職員研修所が行っておりました県職員の研修につきまして、</p> |

次に、三四ページをお開きください。
三四ページの上からは、財政調整基金などの積立金、基金の運用利息をそれぞれ積み立てるものですが、四つの基金を合わせた総額は、事業名欄の一番下になりますが、一番下の目計のところを「ごらん」いただければと思いますけれども、二億九千五百八十五万七千円となっております。

次に、三枚おめくりいただきました、三七ページをお開きください。
三七ページ、左側の区分欄、事業費のところですが、目名の欄の三つ目、地方消費税清算金から一番下の利子割精算金までは、それぞれの税収に応じまして、清算のため他の都道府県へ支出したり、市町村に交付金として交付するものであります。税込連動の清算金であります。
次に、三九ページをお開きください。
事業名欄の上から二つ目、県税徴収事務費であります。

主なものとして、右端の事業概要欄の上から二つ目、県民税徴収交付金十六億二千八百二十一万八千円は、個人県民税を徴収した市町村に対して交付をするものであります。

事業概要欄、その三つ下ですが、自動車税徴収強化対策事業費であります。千三百四十六万六千円ですが、自動車税の賦課徴収に要する経費です。午前中にもご審議をいただいたところでありますが、平成二十五年度の自動車税の納期内納付率ですが、前年度から一・九一%上昇いたしましたして七〇・二一%となりました。しかしながら、引き続き全国的には低位という状況であります。このため、コンビ二納税を拡大し、納税者の利便性を図ります。また、県立芸術文化短期大学の学生がデザインしたポスターやチラシを使用した街頭啓発、あるいは企業訪問も行ってまいります。
次に、四〇ページを「ごらん」ください。

事業名欄一番上の県税課税事務費であります。

右端の事業概要欄の上から二つ目、個人住民税特別徴収推進に係る広報活動に要する経費百七十七万七千円は、市町村と協働して個人住民税の特別徴収制度の推進を図るものであります。この制度は、所得税の源泉徴収と同じように、事業主が給与から個人住民税を天引きするものであります。新聞やラジオでの広報活動等によりまして、これを適正に実施するための全体的な機運の醸成を図ってまいります。

それから、事業名欄の一番下にある丸新ですが、番号制度対応県税システム改修事業費一億三千八百九十四万八千円ですが、自動車税システム等の改修に要する経費です。平成二十八年からの社会保障・税番号制度の利用開始に向けまして、県の自動車税システム等を改修いたします。
次に、少し飛びまして、五四ページ

をお開きください。
五四ページ、事業名欄の上から二つ目、市町村行政基盤拡充事業費ですが、三千二百七十四万八千円ですけれども、市町村に権限移譲された事務に対して、所要の経費を交付金としてお支払いするものであります。

平成二十六年からは、浄化槽法に関する事務が宇佐市に移譲されます。そのほか、都市計画法に基づく事務の処理件数等が増加することによりまして、交付金額が増加するものであります。

次に、事業名の、その下ですが、新規ですけれども、県・市町村連携モデル事業費であります。一千八百万円ですが、国のモデル事業を活用いたしまして、小規模町村での行政サービス提供体制等の検討を行うものであります。姫島村など条件不利地域において行政サービスを県としてどのように補完していくのかなどについて、研究を

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>するものであります。 以上が総務部の一般会計歳出予算についての概要であります。 引き続き、総務部所管の特別会計で</p> | <p>すと、同じ行の右から二つ目の欄ですが、百九十三億五千六百八十八万四千円の減、率にして一三・四％の減となっております。</p> | <p>きまして、利子（通常債分）百四十億一千八百十六万七千円は、通常債の利子償還に要する経費であります。借入金利の低減などにより、前年度と比べて約六億円の減となっております。</p> | <p>か、また、国にもいろいろ言ってきたと思うんですけども、そこら辺が国としてどう認識をしているのかというのが一点。 二点目が、四〇ページの税務課、番号制度対応県税システム改修事業費。若干、今、説明がありましたけれども、この番号制が二〇一六年度から実施をされますけれども、情報の流出の問題、これが一番危惧をされるんですけども、その対策とあわせて、番号制についてどのような課題があるのか不明な住民が多いと思うんですけども、この内容そのものを知らない人が多いと思うんですけども、その対策をどうされるのか。 最後に、平成二十六年一月二十四日に総務省からの事務連絡で、地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についてという、そういう通達の事務連絡が来ていると思うんですけども、この内容について、各</p> |
| <p>あります公債管理特別会計についてご説明をいたします。 六四ページをお開きください。 六四ページ、平成二十六年大分県公債管理特別会計の当初予算ですが、この特別会計は、借換債の発行額の増減により、一般会計の歳入歳出予算の規模が見かけ上、増減いたしますことから、借換債の相当分を一般会計から控除いたしました、実質的な予算規模を把握できるようにするとともに、公債費の経理の明確化を図る観点から設置している特別会計であります。</p> | <p>六五ページをお開きください。 事業名欄の一番上の元金（通常債分）七百十二億三千百七十二万六千円は、借換債を除く通常債の元金償還に要する経費です。地方道路等整備事業債などの償還額の減少から、前年度に比べて約二十七億円の減となっております。 その下の元金（借換債分）ですが、三百九十七億四千万円。発行から五年後、十年後に借りがえることを前提に借り入れた地方債の元金を、県債を財源といたしましたして、一旦償還するため要する経費であります。平成十六年度、あるいは二十一年度に借り入れた県債を借りがえることとしております。前年度に比べて、約百六十一億円の減となっております。</p> | <p>以上で総務部関係の歳出予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 末宗委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。 執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。</p> | <p>最後に、六六ページにお進みいただき</p> |
| <p>来年度については、表の左から二列目の予算額欄の一番下の計欄にありま</p> | <p>最後に、六六ページにお進みいただき</p> | <p>す。早速、入ります。 二二ページの人事課ですね、人事事務費。三月末、給与の特例減額が終了しますけれども、これによって県の経済にどのような影響が出たと考えるの</p> | <p>最後に、平成二十六年一月二十四日に総務省からの事務連絡で、地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についてという、そういう通達の事務連絡が来ていると思うんですけども、この内容について、各</p> |
| <p>を二十五年度当初予算と比較いたしました</p> | <p>最後に、六六ページにお進みいただき</p> | <p>す。早速、入ります。 二二ページの人事課ですね、人事事務費。三月末、給与の特例減額が終了しますけれども、これによって県の経済にどのような影響が出たと考えるの</p> | <p>最後に、平成二十六年一月二十四日に総務省からの事務連絡で、地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についてという、そういう通達の事務連絡が来ていると思うんですけども、この内容について、各</p> |

市町村に対して、どう具体的に指導と
いうか、話をしてきたのか、この三点
についてお伺いをいたします。

宮迫人事課長 それでは、給与減額
の県内経済への影響でございますが、
職員給与の減額が地域経済に与える影
響については、所得と消費というもの
の関係を考えますと、消費の低下につ
ながるといふ面はあるかもしれませんが
けれども、公務員の給与のあり方と景
気対策というのはやはり分けて考える
べきではないかというふうに考えてお
ります。このため、景気対策は景気対
策として、経済の活性化や雇用の確保
等に実効ある施策を講じるべきと認識
しております。

なお、今回の職員給与の減額につい
ては、国からの要請と合わせて、平成
二十五年度の地方交付税や義務教育費
国庫負担金が削減されたことから、や
むを得ず実施したものであり、このよ
うな趣旨を酌んだ上で、県に準じた賃

金の引き下げを行わないよう経済五団
体を通じて民間企業等にもお願いをし
たところでございます。

国に対する要望等ということござ
いますけれども、これまで本県では厳
しい財政状況の中で独自の給与削減や
定数削減を行うなど、国に先んじて行
財政改革を行ってまいりました。この
ことから、知事自身が九州地方知事会
長として副総理兼財務大臣や総務大臣
に直接、地方交付税等を削減しないよ
う働きかけを行ってまいりました。県
議会からも地方自治体の主体性の確保
を求める意見書を可決していただきま
して、行政と一体となつてご対応いた
だきましたと思っております。この場
をおかりして改めて感謝申し上げます。
ありがとうございます。

また、やむなく実施することになつ
た後も、今後、二度とこのようなこと
を行わないよう、あらゆる機会を通じ
て国に対して強く求めてきたところで

ありまして、九州地方知事会としても
特別決議を総務省に申し入れておりま
す。他県も同じような行動をとってい
ると聞いておりまして、この結果とし
て、平成二十六年度的については地方交
付税等を削減しないことになったもの
と受けとめております。

以上でございます。

山本行政企画課長 社会保障税番号
制度につきましては、全庁的な調整を
行政企画課が担当してございます。こ
の件につきまして、私からお答えをさ
せていただきます。

番号制度は、平成二十八年一月から
社会保障や税に関する住民の申告、ま
た給付申請の手続で個人番号の利用が
開始をされます。また、二十九年一月
から国の機関の間で利用されまして、
二十九年七月をめどに国と地方、また
地方団体相互の間で利用を開始する予
定となっております。

個人情報の漏えい防止対策でござい

ますけれども、法律の制度の上では、
個人番号の利用範囲をまず法律で限定
列挙をいたしております。また、成り
済まし防止のために個人番号のみでの
本人確認を禁止いたしております。さ
らに、現行の個人情報保護法よりも罰
則を強化するなどの保護措置が講じら
れているところでございます。また、

システムの上では、個人情報をもつた
システムで一元管理いたしますと危な
いということございまして、そうい
うことは行わずに、各行政機関がそれ
ぞれ持った情報を分散して管理をする
ということにされております。芋づ
る式の漏えいを防止しているところで
ございます。また、個人番号カードに
入る情報というものは、氏名、住所、
生年月日、性別といった基本情報に限
られまして、それ以外のプライバシー
に属するような個人情報を入れないと
いうことで安全措置が講じられている
ところでございます。

さらに、システム構築や実際の運用について、監視、監督をする国の独立機関といたしまして、本年一月、特定個人情報保護委員会が設置をされ、個人情報保護の仕組みが整えられているところでございます。

県におきましても、システム構築の準備を進めますとともに、今後、国から番号利用等に関する基準が示された段階で職員に対する研修などを行いまして、個人情報保護の徹底を図ってきたいというように考えてございます。

また、住民に対する周知、広報というところでございます。内閣官房では、番号制度全般に関しまして、既にホームページを利用した広報を行っておりまして、二十六年から制度の周知を図りますためにポスター等による広報が開始をされます。また、二十六年十月には、住民及び民間事業者からの問い合わせにワンストップで対応いたしますコールセンターが開設され

る予定というふうに聞いてございます。ただ、住民に対しては、税や社会保障について個人番号がどのような場面で活用されるのか、また住民にとつてどのようなメリットがあるのかというものを具体的にお示ししていく必要もあるというふうに考えてございます。ただ、制度設計の根拠となります省令、規則等が改正されてくれば、こういったことも具体的な内容が明らかになってくるものというふうに思っております。すけれども、そうした改正案につきましては、今月中にも示される予定というところで聞いてございます。そうなれば番号制度の仕組みやメリットについて、より具体的でわかりやすい説明、広報が行われるものというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

岡田市町村振興課長 市町村への地方税制改正の周知につきましては、全国会議を受けまして、本年も二月だつ

たと記憶しておりますけれども、県内の税務担当課長さんにお集まりをいただきまして伝達をさせていただいております。与党の税制改正大綱の状況ですとか、今回の消費税アップの取り扱い等々につきまして、説明、伝達をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

堤委員 この番号制の問題については、住基ネットのときにかなり問題になってきましたね、情報流出の問題だとか保護の問題だとか。そういうことが再燃される危険性があるわけですね。番号制の、我々とすれば危険な中身というふうな点もあるんですけれども、それも含めて、やっぱり住民のほうにメリットだけじゃなく、デメリットもこういう状況なのかなというのも含めて知らせていくべきだろうなというふうに思います。具体的には三月にどう

いうのが出るかというのですから、それを受けて具体的にお話を詰めていき

たいというふうに思っております。

もう一つの通知の關係なんですけれども、二月に税務課長等への説明、話をしたということなんですけれども、特にこの中で、その他の三番、税務課の課長が先ほど答弁したんですけども、滞納整理についてはきちつと本人の了解だとか納得だとか、そういうものをきちつとりながらやらないかんよというのもこの通知の中に非常に入っているんですね。この中身については、各市町村について、具体的にはどういうふうな反応、またはお話をされているんですかね、これは。

岡田市町村振興課長 特に大きな反応という形では、私も承っておりますけれども、通知の中身にあります内容について、適切に説明させていただくとともに、あわせて、滞納整理等々につきましては、冒頭、税務課長からお話しあったように、県の職員を派遣するなどしながら、市町村と

連携をとってやっていく体制をとって
おりますので、その辺でしつかりとそ
の辺の周知も含めて、対応してまいり
たいというふうに思っております。

以上でございます。

土居委員 概要の二二ページです。

先ほど少々説明もいただいたんですけ
れども、職員研修費で政策県庁を担う
人材育成推進事業費です。この内容に
ついて、もう少し、詳しく教えてくだ
さい。

それから二三ページ、職員厚生費で
す。ここの健康事業費、今年度の取
り組みの成果と、それを受けて来年度
の取り組みについてお伺いします。

最後ですが、概要の二九ページ、予
算編成、財政実態調査及び財政報告経
費です。予算総合システム開発事業費
が上がっておりますが、この内容につ
いてお伺いします。

宮迫人事課長 それでは、私のほう
から二点お答えさせていただきます。

政策県庁を担う人材育成推進事業に
ついてでございますが、政策県庁を
現する上では人材育成というのは非常
に重要な課題であると思っております。
このため、研修の質の向上を図ること
が求められておりますし、また、女性
職員が非常に増加しております。この
中で育休職員もふえているということ
から、育休中であつても研修が受けら
れるような環境を整備していくという
ことも大事なことでないかと考えて
おります。このため、四月から開始し
ます県市町村職員の合同研修というの
もございしますが、この県職員と市町村
職員の研修一元化に伴いまして、市町
村と県の職員も一緒に合同研修という
ものを強化するということをしており
ます。この中で自己管理・タイムマネ
ジメント研修や自主・連携カレッジな
ど新たに合同化する十三講座の分をこ
の事業で計上させていただきます。お
ります。

それから、九州・山口各県職員の合
同研修というのもこの事業の中に含ま
れておりまして、九州・山口の広域行
政課題の共有化と共同体意識の醸成、
これを目的といたしまして、各県の中
堅職員が集まりまして、合同で民間企
業の役員さんとかからお話を伺いまし
て学ぶということで、政策形成能力の
向上や広域的な視野の涵養といったこ
とをしまして、職員の意識改革を一層
進めていきたいというふうに考えてお
ります。ちなみに、来年度のテーマは
少子・高齢化という形でお話を伺い、
研修をするということになっていきます。
それから、育休職員のキャリア形成
支援ということでございまして、出産・
育児期間中のブランクがござい
ます。この間にキャリア形成や職場に復帰す
るのに対する不安でありますとか、そ
ういうのを解消する、それからモチベ
ーションを維持したりアップしたりする
ということを目的にしまして、育休中

においても職員が希望する研修に参加
できるように、そういう受講機会を来
年度から提供したいというふうに思っ
ております。その際に子供さんの預け
先がネックとなるというようなことも
考えられますので、試験的ですが、
も、託児サービスというのも提供する
ことにいたしました。その必要な経費
をこの事業で計上しております。

それから、ここの健康事業費につ
いてでございますが、ここの健康事
業については、平成二十四年度から今
後五年間を計画期間とする第二期大分
県職員健康管理指針に基づき実施して
いるところでございます。特にメンタ
ルヘルス対策については、早期発見、
早期対応、これが非常に重要であると
いうことから、職員自身によるセルフ
ケア、職場における支援等のラインケ
アに加えまして、医師、保健師等によ
るケアや相談しやすい体制づくりを努
めているところでございます。

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>二十五年度の具体的な取り組みの内容でございますが、不調を早期に発見できるように定期健康診断時の問診やストレス健康診断を実施しております。保健師や医師、臨床心理士の相談に結びつけることをやっております。二十五年度については、臨床心理士によるカウンセリング相談回数を月一回から二回にふやしまして、相談体制を充実させております。また、保健師が各振興局単位に出向きまして、巡回健康相談というのを新たに実施しました。地方機関のメンタル不調の職員への支援の充実というで行ったものでございます。これらの取り組みにより、相談しやすい環境の整備が推進されたものと考えております。ストレスの高い職員の把握と、その早期対応ができるようになったということもありまして、相談件数というのは増加しております。</p> | <p>平成二十六年におきましては、増加する相談に對しまして、さらにきめ細やかに対応していこうという意味で保健師を一名増員いたしまして、相談体制の強化を図ることとしております。また、所属長だけじゃなくて、班総括、係長になると思うんですけども、そういった方を対象にしたメンタルヘルスを抱える、問題を抱える職員の対応のための対応力向上研修、これは各振興局単位で実施しまして、職場のメンタルヘルスサポートの体制の充実を図りたいというふうに考えております。今後とも早期発見、早期対応ができるように努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>長谷尾財政課長 予算総合システム開発事業費についてお答えいたします。このシステムでございますけれども、予算の編成に当たつての予算要求、あるいは資料の作成から査定に至るまで</p> | <p>の一連の集計作業を行うものでございます。これによりまして、予算の議案でございますとか、予算説明書、予算資料等を作成までやってしまうというシステムでございます。</p> <p>今回のシステム開発は、平成十六年度以来になるものでございまして、先ほどの予算説明書を作成する予算編成システムと、予算資料等を作成する予算分析システムというのが併存してあるんですけども、この二つのシステムを統合いたしましたものでございます。あわせて会計課のほうで財務会計システムという予算の執行に伴うシステムを持っておりますけれども、これと共通化することによりまして、予算の編成から執行に至るまで一連の作業として行うことができるようにというふうなことで考えておりまして、事務の効率化を図るものといったものになっております。</p> <p>それと、全体の開発経費でございま</p> | <p>すけれども、二カ年で九千八百万円ほどみております。したがしまして、今回の二十六年予算、六千七百九十万六千円に債務負担行為を別途三千十八万八千円お願いしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>守永委員 二点ほど通告しているんですが、それともう一点、思いつきで大変申しわけありませんけれども、三点ちょっと質問させていただきたいと思っております。</p> <p>まず一つが、予算概要の一一ページになるんですけども、指定管理施設利用者サービス向上推進事業費についてなんですが、これは平成二十六年の新規事業ということで、先ほど少し説明はあつたわけなんですけど、説明書の事業概要のところには、緊急事案への対応に要する経費というふうになっておりますけれども、どういう緊急事態等を想定しているのかなという、その</p> |
|---|--|--|--|

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>背景についても少し詳しく教えていただけないかというふうに思います。</p> <p>それと二点目が、同じ資料の五二ページ、振興局運営費なんですけれども、二十五年度の当初予算と二十六年度の当初予算を単純に比較すると、消費税の増税分を勘案すると、ほぼ同額の事業規模を見ているのかなというふうに感じているんですが、運営面で現場がかなり苦労しているというふうな話もよく聞きますので、そういった現場状況をきちんと把握した上で積み上げとなっているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>それともう一点が、六三ページの総務事務の一元化のシステムの関係なんですけれども、この総務事務については、県下全域の職場の総務系の事務がここに一極に集中してしまっているというふうな状況があるんですけれども、その点でセキュリティ対策をきちんと行っているのか。多分、この推進事</p> | <p>業務の中でセキュリティの部分も含めて対応されているんじゃないかと思うんですが、具体的にどういう対策を行っているのか、教えていただきたいと思っています。</p> <p>山本行政企画課長 指定管理施設利用者サービス向上推進事業について、お答えを申し上げます。</p> <p>指定管理者は、県との基本協定に基づきまして施設の管理や自主事業を行っておりますが、例えば、修繕費につきましては、一件当たり五十万円未満は指定管理者の負担、それ以上ものは施設の設置者でございます県の負担という役割分担としております。今年度の夏でございますけれども、九重町にあります長者原園地駐車場で宿泊をしたり、火の気を使用したりといった自然公園法に違反する行為が多発をいたしました。これに緊急に対応するため、環境省、県、それから指定管理者で巡回指導等を行うとともに、約二百</p> | <p>二十万円をかけまして六基の注意喚起看板を設置したところでございます。</p> <p>また、平成十八年度にはマリソールチャージャーで転落事故が発生をいたしましたしまして、緊急にドアに電子錠を設置するとともに、その他の施設においても緊急点検を行いました、手すりの修繕などを実施いたしましたして、その際には二百万円ほどを要しておるようでございます。</p> <p>いずれのケースも県として既決予算を何とかやりくりしまして実施をしたところでございますけれども、予算の都合上、速やかな対応が難しい場合も想定されます。こういった事案や、また利用者からの改善要望に緊急に対応する必要があるといった場合もござい</p> | <p>ます。こういった場合に機動的に対応できる体制を整えるために、この予算をお願いしているところでございます。なお、執行に当たっては、指定管理者や施設を所管いたします部局と密</p> |
| <p>接に連携をいたしまして、利用者のニーズを的確に把握をして、真に必要な場合に限って執行してまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>岡田市町村振興課長 それでは、振興局運営費についてご質問いただいております。</p> <p>ここで計上しております振興局運営費につきましては、主として、清掃委託料ですとか光熱水費などの総合庁舎の維持管理に係る経費、また、振興局の総務部関係の職員の旅費ですとか非常勤職員の報酬、そういったものの経費を計上しているものでございます。</p> <p>予算計上に当たっては、各振興局等から提出されました予算見込み額をもとにしまして、現場の状況をよく聞かせていただきながら、年度途中におきましても執行状況を勘案しながら所要額の確保に努めているところでございます。</p> <p>なお、消費税につきましても、増収</p> | <p>る必要があるといった場合もござい</p> | <p>ます。こういった場合に機動的に対応できる体制を整えるために、この予算をお願いしているところでございます。なお、執行に当たっては、指定管理者や施設を所管いたします部局と密</p> | <p>接に連携をいたしまして、利用者のニーズを的確に把握をして、真に必要な場合に限って執行してまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>岡田市町村振興課長 それでは、振興局運営費についてご質問いただいております。</p> <p>ここで計上しております振興局運営費につきましては、主として、清掃委託料ですとか光熱水費などの総合庁舎の維持管理に係る経費、また、振興局の総務部関係の職員の旅費ですとか非常勤職員の報酬、そういったものの経費を計上しているものでございます。</p> <p>予算計上に当たっては、各振興局等から提出されました予算見込み額をもとにしまして、現場の状況をよく聞かせていただきながら、年度途中におきましても執行状況を勘案しながら所要額の確保に努めているところでございます。</p> <p>なお、消費税につきましても、増収</p> |

分をしつかりと見込んで計上させていただきます。ただいております。今後も現場の声をしつかり聞きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

竹田総務事務センター所長 総務事務の一元化におけるセキュリティ対策についてでございます。

総務事務センターは、職員個々の家族の状況やら、それから金融口座の情報等数多くの膨大な情報を扱っております。システム面でのセキュリティ対策におきましては、インターネットからの不正アクセスを遮断する機能を持たせております。それから、人的セキュリティにつきましては、職員に毎年セキュリティ研修を義務づけておりまして、全員が講習を受けております。それから、物理的セキュリティといたしましては、総務事務センターの入り口にはカウンターを設けておりまして、外部からの不審者の侵入を遮

断するような対策をとっております。今後ともセキュリティ対策につきましては万全を期してまいりたいと考えております。

以上です。

守永委員 指定管理施設利用者サービス向上推進事業については、状況がよくわかりましたので、今後、利用者が安心して使えるように、ぜひ指定管理者に対する指導もしつかりとしていただきながら、よりサービスが向上するように努力をお願いしたいと思っております。

また、振興局運営費についても、かなり現場は苦勞する部分もあろうかと思っております。その辺の目配せをきちんとお願いをしておきたいと思っております。また、総務系事務の一元化については、もう随分長くなるんですけども、これまで特に大きな情報漏えい等のお話も聞きませんし、しつかりされているんだろうなと思われませんが、たしか

所長、こととしておられないんですね。続く所長にセキュリティについてはきちんとしていただくとように引き続きいでいただきたいと思っております。ありがとうございます。

三浦(正)委員 何点かお伺いします。

まず、先ほど部長からも説明いただきました一二ページの県有財産利活用の点です。直近の平成二十四年三月三十一日現在の県有財産の合計額、また新県有財産利活用推進計画の県有財産の利活用の達成状況、さらに、そのような県有財産の管理の一元化はもちろんのことだと思いますが、統一した書式等にまとめた施設白書のようなものがこれからは必要じゃないかなと思っておりますけれども、そういったものがあるのかどうなのか。

次に、五四ページ、県・市町村連携モデル事業費、先ほどこれも部長のほうから説明いただきましたけれども、

委託に一千三百万円ほどになっております。どういったところに委託をして、条件不利地域というのは総務省研究会で議論された中では、大分県では姫島と九重ということだと思います。先ほど姫島村が対象となっていますが、例えば、その他の市町、どういったところが入っているのか、また、どこまでの業務を補完していくのかなど詳しく事業内容をお聞かせください。

森崎県有財産経営室長 それではまず、直近の県有財産の総額についてです。

道路や河川、港湾施設等の事業用財産を除く県有財産につきましては、毎年三月三十一日時点で財産台帳価格を集計していますけれども、二十五年三月三十一日現在では、三千八百三十六億七千九百九千円となっております。

次に、新県有財産利活用推進計画についてです。実は平成二十一年度から二十五年まで計画がありました。こ

のたび上位の計画であります大分県長期総合計画の最終年度、すなわち平成二十七年に合わせましてこの計画を二年間延長する改定をいたしました。今回の改定では、高校改革により廃止となった高校など大型物件が出てきていますので、それを重点的に取り組むこととしております。

達成状況についてなんですけれども、平成二十一年度からの五カ年計画では、目標収入額を三十三億六千五百万円としておりました。ただ、当初に売却をする予定であったけれども、公共、公用に転用したものがあります。例えば、旧賀来運転免許試験場などについては高校のグラウンドに転用しました。そういうものを除外すれば、五年間の達成率は一二〇%になっております。特に今年度は、単年度実績で二月末時点において六億六千六百万円収入を上げておまして、過去五年間では最高額となっております。

また、改定後の計画でございますが、今年度の計画を上方修正しまして、二十六年、二十七年を目標額を設定しました。そして、七年間の目標額を四十六億五千二百万円といたしました。この計画におきましての達成率なんですけれども、先ほどと同じく、転用したものを除きますと七四・三%ということになっておまして、これも順調に推移しているというふうに思っております。今後も改定後の計画に沿って、着実に歳入確保に努めてまいりたいと思っております。

それと、各部署の県有財産の管理についてでございます。各部署の県有財産については、それぞれの所管部署において管理を実施しております。県有財産経営室としては、適正な維持管理ができるように説明会とか通知等を通じて指導しているところであります。また、県有財産の売却や貸し付けなどを行う場合には、当室にも協議しても

らって、情報の共有を図っているとところであります。先ほど県有財産利用推進計画を改定したというふうに申し上げましたけれども、この改定計画を踏まえて、財産ごとの情報の共有化をさらに一層に進めると。また、売却等の手続、それから売却等の準備に要する予算についても当室で一元管理していく、それによつて、当室がよりイニシアチブをとつて財産の活用ができるようにしたいというふうに思っております。様式などについては、私どものほうで大分県県有財産の規則を定めております。それに基づいて、各課は私どものほうに情報を上げていただき、そして一緒に協議をしながらやっていくということにしております。

岡田市町村振興課長 県・市町村連携モデル事業についてのご質問でございます。今後、人口減少が急速に進むことが懸念されますので、それを見据えて、基礎的自治体の行政サービスをどう確保していくかということが非常に大きな問題だろうと思っております。その中で、その対応をするために、まずは市町村間の連携、それとあと、それを補足する県の補完ということをしっかりと考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

現在、まずは市町村間の連携が原則なんですけれども、先ほども部長が申し上げましたように、離島ですとか、大きな都市に隣接をしていない、こういった市町村、こういった小規模な町村につきまして、どう県が補完をしていくようになるのかというところが今回の事業の趣旨でございます。そういったことからいいますと、現在、姫島村、それと九重町さんと最終的に議論をしているところでございますけれども、例えば業務の内容で言いますと、考えられますのは観光振興ですとかそういう

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>た企画部門ですね。企画部門の立案に向けた支援ですとか、消費生活相談ですとか、また道路橋梁等のインフラの維持の支援、こういったことは非常に高い専門性を要する分野でございますので、そういったところに対する支援の必要性があるのかなという形で、今、議論を進めているところでございます。</p> <p>それと、コンサルの委託の件なんですけれども、こういったことを支えていただく、また、これは国のモデル事業でございますので、報告書の整理ですとかそういったところもございまして、そういったことを支援していただくような形で、シンクタンク的な機能も持ったコンサル、そういったところを、今、想定をしながら考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>三浦（正）委員 県有財産の利活用のところなんですけれども、多くの自治体では、もう既にこのような施設台</p> | <p>帳等、先ほど言いました施設白書のよなものをもう作成して公表している自治体も多くありますので、ぜひ一度検討してみただければというふうな思っております。</p> <p>今の県・市町村連携モデル事業費、少しご説明いただいてもわかりづらい部分、わかりづらかったんですけど、基本的には条件不利地域に対しての支援というような認識でよろしいんでしょうか。</p> <p>森崎県有財産経営室長 ご指摘ありがとうございます。整備台帳につきましては、私どものほうもそれぞれの資産、財産をそれぞれシステム化しまして、そして、管理をしているところでありますけれども、今度こういう計画を改定したということもありません、より売却を進めていくということと、一種のカルテのような、そういうものもつくっていくこと。そして作業面でも、我々のほうに売却依頼を出してい</p> | <p>ただければ、入札から登記までをしていたものを、さらにその鑑定とか、そういうものも私どものほうでやって、そして、できるだけイニシアチブをとりながら売却しやすいようにしようというふうな考えております。</p> <p>岡田市町村振興課長 おっしゃるとおりで、今回は県の補完が必要になる、そういった小規模市町村の事務、こういったものがどういったものがあるのかとか、そういったところについて具体的に検討させていただくという事業でございます。</p> <p>末宗委員長 それでは、以上で事前通告者の質疑を終了しました。ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>後藤委員 県有財産のことでちょっとお聞きをしたいと思いますが、概要の一二ページにありますけれども、未利用地の測量等委託に要する経費一千万円ぐらい上がっておりますが、こ</p> | <p>れはどこどこを測量をするということになつていっているんでしょうか。</p> <p>それと、県有財産の問題で、高校跡地が当然どんどん出てきておりますが、高校の跡地について、教育委員会が当然所管をしている財産なんですけれども、どのレベルまでなつたときにこういう県有財産経営室に業務が移管してくるのか。私が考えるのは、高校がもう廃校した後に、財産の、要するに高校として、教育委員会として、あるいは他の部局として財産をもう使わないようになった段階では、即財産の移管をすればいいんじゃないかと思うんです。業務の移管ですね、仕事の。その部局からは外すと。県の単なる普通財産という形に即切りかえて、そして県有財産経営室が全てを管理まで動かししていく。これはもともと教育委員会の財産ですから、草刈りをしたりなんてりはずっと教育委員会で行っているわけですね。そういうことじゃなくて、</p> |
|---|---|---|---|

一遍にぼつと切りかえてしまうという業務移管をして、管理までやって、どういうふうな形で使うのかということの本格的にやっていかないと、いつまでたってもよその部局の業務になっちゃうと思うんですね。その辺の切りかえを私はぼつとやらなきゃいかんと思うんです。

それと、県有財産経営室にちょっとお聞きをしたいんですが、県庁の共同庁舎のすぐ東側の一階の駐車場がありますね、平面の。警察本部共同庁舎の東側です。あれは県の財産になるんですかね、教えてください。

森崎県有財産経営室長 まず、委託料の関係、測量委託の関係でございます。私どもこのたび、先ほどちょっとお話をしたんですけれども、予算面でもできるだけ一元化を図ろうということをしております。なぜかといいますと、これまではそれぞれのところで測量とか、あるいは鑑定とかを予算つけ

ていました。ですけど、なかなか後藤委員ご指摘のとおり進まないということもございます。それで、私どもとしては、今年度、測量委託をうちのほうで一元化して、そして、事務の効率化、そして、計画も管理しやすくするということ、一元化して予算を要求をしたというような経緯がございます。

また、測量については、今年度は一応三十四件ほど測量するようにしております。それは高校もあればうちの県有財産もあれば、いろんなものがございます。そして、先ほど言った移管の関係ではございますけれども、今、普通財産になった場合は、それぞれの部局に関連していなければ、うちのほうに普通財産として移管をしてもらっているという状況でございます。教育委員会の場合は、それぞれの高校とか、若干OBの方とかおられるので、教育委員会がそういうようなものを掌握するといえますか、ハンドリングをする

というか、そういうのもありまして、教育委員会に残っているものもありますけれども、普通財産になった場合は、それぞれの業務に関係していないものについてはこちらのほうに移管していただくという形にしております。

それと最後は、共同庁舎の東側の駐車場の関係でございますが、あれは県有地でありまして、そして、駐車場の運営協議会のほうに貸しているという状況でございます。

以上です。
後藤委員 普通財産になったときには、私どものほうで動くという答弁が今ありましたけれども、普通財産にいかんにか早くすることなんです。今言いましたように、高校は教育委員会がぐじゅぐじゅぐじゅと言いますよね。余り中身ないでしょう。高校の問題としていつまでも持っておく必要はないんですよ、学校がないんですから。だから、普通財産にいかんにか早く切りか

えるかと。私は草刈りを含めて、維持管理まで全て経営室のほうでやったらどうかということをやっているわけです。

それと、共同庁舎東側の駐車場の件なんですが、協議会というのがどういう団体かはわかりませんが、国道の一番レベルの高いところの路線価の高いところの土地をね、しかも県庁の隣ですよ、こんな平面駐車場で使っている県なんてないですよ。何らかの有効活用して、有効活用の経営室ですから、やっぱり立体的利用を考えて、収入が入るような道を私は考えるべきだと思います。名前ばかりの県有財産経営室じゃどうしようもならないですよ。その辺もちょっと考え方を、新年度予算で即なんということは考えられません、方向性として何か考える方向はないのかということ、森崎県有財産経営室長 私どもですね、実はこのたび、県有財産利活用推

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>進計画というのを改定をいたしました。その中で、できるだけいろんな多方面で利活用を図ろうということを考えております。先ほどの言われた駐車場の関係もあるんですけども、それ以外にも、例えば、今、県では地方振興局の再編などによって空きスペースがかなり出てきています。そういうところも貸し付けていこう。あるいは、例えば、公営住宅とか、あるいは学校なんかでも屋根貸しをして太陽光にしようとか、あるいはネーミングライツのほうでもそうなんですけれども、今回の改定でいろんなところでいろんなところでいろんな利用をしていこうと、そして活用していこうとことを掲げております。それで、かなり目標額も高く設定をしているところがございます。</p> <p>後藤委員 期待をしております。</p> <p>尾島委員 人件費にちよつと関連して、通告をしていないので、大変申し</p> | <p>わけないんですが、お願いしたいと思えます。</p> <p>一昨日、三月十一日、東日本大震災が発生してから丸三年がたちました。被災三県を中心に復旧・復興が急速に進んでいると思うんですが、職員の不足というのが深刻な問題になっているということをお聞きしております。おむね被災三県で千七百名が不足をし、手当を各いろんな自治体から派遣をして応援をしていただいて、それでも四百九十人ぐらいが不足だということなんです。本県からも職員派遣が行われております。</p> <p>まず冒頭にお聞きしたいんですが、この職員派遣の今までの実績と、本年度、あるいは本年度以降の派遣見込みが一つ。</p> <p>それから、経費の負担ですね。いわゆる給与を含めた人件費、それから家族と離れて派遣されるわけですから、過度の負担がかかるわけで、手当を含</p> | <p>めたこういった経費の負担がどうなるのか。本来ですと、被災地のほうから払われるのかなと思うんですが、その辺の確認を冒頭したいと思います。</p> <p>宮迫人事課長 東日本大震災に係る職員の派遣ということですが、これまで二十三年度から二十四年、二十五年と、それぞれ宮城県、福島県等に派遣をしております。二十五年度に派遣をいきまして、二十五年度ベースでいきますと八名、常時行つていただいている方が八名と。途中で六カ月で交代というようなことはございますけれども、実質的には八名をしております。職種としては、事務もおりますし、土木の職員、それから建築、水産と、農業土木というようなところの職員を派遣しております。二十六年においても東北のほうの県の方から要請を受けておりまして、同規模で派遣をいたしたいというふうに考えております。</p> <p>費用にしましては、委員がおつ</p> | <p>しゃつたとおり、基本的には派遣先の県に持つていただくという形になります。本県では、独自の措置としまして、宿舍の確保は向こうで当然していただく部分はあるんですけども、什器類というか、家具とか、そういったものを最初派遣するときにこちらのほうで準備をさせていただいたり、それからご家族と離れて行くということになりますので、その分、こちらに帰つていただいて報告をしていただくと、そういうような機会をつくるとか、そういったこともしておりますし、私どもがこちらのほうに訪ねていきまして様子を聞いたりとかいう、そういうヒアリングとか、お話を伺うというようなこともしております。そんなこともございまして、来年度からは、それぞれの職員がこちらに派遣途中で帰るような経費、旅費なんかについても派遣先の県で持つていただくというようなこともなつております。その辺のメン</p> |
|---|---|---|---|

タルヘルスであるとか、そういった部分にも十分配慮してやっていきたいというふうに考えております。

尾島委員 わかりました。冒頭申しましたように、被災地各県では、まだまだこれから技術者を中心に人手不足だということが言われております。本県でも今年度予算を見ますと事業費等がふえており、職員が非常に過酷な中で、数の不足する中で一生懸命業務を遂行されていると思うんですが、三県からさらなる支援の要請等が来ているのかどうか。二十六年、二十五年並みの派遣をとということでございますが、それ以上の要求、要望があるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

いったところにどういった職種の職員がどれだけ必要かということもお話をさせていただいてやっておりまして、

宮迫人事課長 総数として足りないというお話はマスコミ等のお話でも聞いているんですけども、私ども直接、各県との人事担当部署というところとお話しさせていただきまして、どう

のがあるのか。もつと言うと、これまでは教育委員会の美術品等々の管理だったんでしようけれども、今後は県有財産ではないけれども、知事部局のほうで委任契約管理をしていくような形になつていくのかと、そういった部分についての準備も必要なのかと、このように思ったわけでありまして、そういったものが現在どれくらいあるのかとか、そういった把握と、今後、委任管理の部分についてはどのような形でやっていかれようとしているのか、そこをお答えください。

森崎県有財産経営室長 財産には、ちよつと午前中のあれにもなるんですが、公有財産というもの、また物品というものの、債権、それから基金というものも四種類ございます。私どものほうが今把握していますというか、やっているのが、その中で公有財産というものでございます。その公有財産に行政財産と普通財産があるということ

お話ししたところであります。物品などについては、ちよつとまたほかの部局にはなるんですけども、私どものほうとしては、公有財産については、要はシステム管理をしておりまして、今、約四千件ほど私どものほうのシステムの中には財産が入っているんですけども、例えば、物品の委任とか、さっきのコレクションの関係ですけれども、そういうものについては、私どものほうではちよつとその中身は把握していないという状況でございます。

麻生委員 恐らく本場にそういった分野について、今回初めてわかったんでありますけれども、ちゃんと要綱もあつて契約も結んで、今回は契約そのものもこれまでの委任管理費をさつ引いて契約をしたというようなこともありますので、そういった部分というのは非常に今後重要になってこようかと思っておりますので、ぜひ洗い直してチェック

クをしておいていただきますように要請をさせていただきます。

以上です。

末宗委員長 ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

末宗委員長 ほかに、質疑もないようですので、これをもって総務部関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れかわりますので、しばらくそのままお待ちください。

……

議会事務局、人事委員会事務局、

労働委員会事務局、監査事務局及び

び会計管理局関係

末宗委員長 これより議会事務局、

人事委員会事務局、労働委員会事務局、

監査事務局及び会計管理局関係予算の

審査に入ります。

なお、これらの事務局関係予算については、説明を省略し、ただちに質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が一名おります。順次指名いたします。

守永委員 済みません、私の質問は会計管理局の関係になるんですけども、会計管理局の予算概要の六ページの県庁舎管理費なんです、六ページ、七ページですね、六ページの県庁舎管理費と七ページの県庁舎別館管理費についてなんですが、これは清掃委託料についてなんですが、本館、新館について、予算書をちよつと振り返ってみるときに、二十四年度が七千六百三十四万八千円、二十五年度の予算が七千七百一十二千円、今回、六千八百万三千円というふうになっているんですけども、別館も同様に二十四年から二十五年に若干ふえて、二十六年に下がっています。二十五年度のときに予算が

ふえたのは労務単価がふえたというふうな説明があつたと思うんですが、今回、二十五から二十六にかけてはこれだけ削減されているんですけども、その背景についてはどのようなものかというのと、これで働く方々の賃金などの同種の雇用労働者と比較して低くなってしまうんじゃないかというふうな心配をしたんですけども、そういうことがないのかどうか確認させていただきます。小野会計管理者 お答え申し上げます。

県庁舎管理費及び県庁舎別館の管理費についてでございますが、平成二十六年の本館、新館、別館の清掃等委託契約については、平成二十五年十月から平成二十八年九月までの三年間の長期継続契約として、昨年九月に四件の入札を実施したことに基づき行うこととなります。平成二十五年度の当初予算は、十月の契約の切りかえを前

提といたしまして、旧契約の六カ月分と新契約見込み額の六カ月分の合計額を予算措置したところでございます。これに対し、昨年九月の入札では、落札金額が当初見込みを下回りました。そのために、ご質問にありますように、平成二十六年当初予算はこの落札金額をベースに予算計上した結果、平成二十五年度に比べて減額となったものでございます。

このように県といたしましては、労務単価を下げて予算化しているものではないです。入札結果を反映した予算でございます。ちなみに委託業務の設計における労務単価については、国の労務単価等をもとに適正に積算し、また入札に先立つ公告に示した仕様書において、清掃箇所、面積、それから清掃回数及び委託業務を適正に執行するための標準的な配置人数を示しておるところでございます。また、受託事業者の賃金を含む労働

条件は、企業活動の中で労使の話し合
いで決定されるのが基本でありますけ
れども、委託業務が適正に遂行される
ためには労働条件の確保が重要である
ことから、清掃等委託業務については
仕様書及び委託業務契約書に労働関係
法令を遵守するよう義務づけており、
これが守られているものと考えており
ます。

以上です。

守永委員 三力年契約という中で、
見積もりではなく実際の契約単価でこ
の金額に下がってしまったという
ふうな状況だったんですけれども、そ
れはわかりました。ただ、心配するの
は、そういった中で積算単価からかな
り低い金額での契約になってしまっ
ているということで、ほかのメンテナ
ンス等をされている場所で働いている方々
の労働単価と、県庁だからこのぐらい
しか給与が出せないんだというふうな
ことで低い単価で働かされているとい

うふうな実態はないのかどうかとい
う部分はどこかでチェックをかける必要
があるんじゃないかなとは思いますが、
その辺はまたこの会計管理局だ
けで解決できる問題ではないんでしょ
うけれども、ぜひそういったことも視
野に入れて取り組めないものかとい
うのはちよつとお尋ねしたいんですが。

小野会計管理者 契約を締結する
きに、労働関係法令の遵守につきま
しては、相手方の契約者とその都度その
都度確認をして遵守することを前提に
契約を締結しておりますので、これは
守られているというふうなことを考
えておりまして、一つ一つのことにつ
いてのチェックをしているところでは
ございません。ただ、今後、必要があ
ればそういうふうなことで、どうい
うふうな状況になっているかとい
うふうなことを調べることは、必要
がある場合にはやらなければいけ
ないというふうなことを考えてお
ります。

守永委員 会計管理局だけの話では
ないと思いますので、また今後いろ
んなところとお話しさせていただき
たいと思います。ありがとうございます。
（「委員長、関連」と言う者あり）

堤委員 今の清掃業務の委託契約に
ついて、これは一般的なか指名なの
か。また、契約を今しているところ
というのは県内業者か県外業者か、
それとちよつと教えてください。

黒木用度管財課長 お答えいたしま
す。
県庁舎本館、新館、別館の清掃業務
委託契約につきましては、全て一般競
争入札でございます。この契約はW
T O、特例政令案件でございます。最
低制限価格は設けられておりませ
ん。地域制限も含めてです。
それから、県内業者、県外業者で
すけれども、新館を除いて本館、別
館が県内業者でございます。
以上でございます。

末宗委員長 聞こえなかった。ちよ
つともう一回、よく聞こえなかった
ということ。

黒木用度管財課長 清掃につきま
しては、三件行っていますけれども、
本館と別館が県内業者でございます。
新館は、県内に支店のある県外業
者でございます。

堤委員 W T Oの関係でということ
なんですけれども、それに入ってくる
県内業者の方々というのは、県内
でとつている本館、別館はいんど
だけど、新館については県外業者
になっていきますよ。ここも同じ
ように県内業者というのは入札に
参加をされてきているんですか
ね、そこら辺の状況を少し教え
てください。

黒木用度管財課長 県内の業者の方
も参加はございます。ちよつと今
手元にございませぬけれども、
県内、県外を含めて、W T Oで
ございますので、地域制限はかけ
られませんので、県外も

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>県内もございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>小嶋委員 一点だけですが、議会費で、考え方を伺えればいいんですが、ことしの四月からホームページに委員会の様子が載ることになってい</p> | <p>中期、五年間ぐらいかけて改善計画などを組んでいく必要もあるのではないかと、この四月からホームページに委員会の様子が載ることになってい</p> | <p>坂田議会事務局次長 今、局長が申し上げたとおり、関係部局等とご相談させていただきますながら、また議会の中でも先生方のご意見を伺いながら検討をしていきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p> | <p>塩田会計課長 基金の運用についてでございます。県の保有する基金につきましては、二月末現在で三十八基金、合計額が一千七十一億円でございます。基金の運用の仕方なんですが、会計課におきまして二十三所属ございます基金所管課から提出されます年間の基金の積み立て、それから取り崩し予定をもとに、できるだけロットを大きくして引き合い、入札の方法ですけれども、それによつて有利な条件を提示した金融機関を預託先として決定し、一年以下の場合には預金で、それから一年を超える場合は預金または債権のうち有利なものの一括運用を行つております。</p> |
| <p>とあります。それで、今、議員の皆さんもご承知のとおりですが、委員会の審査、審議の様子はボイスレコーダーで非常にみすばらしく情報収集していただけますわね。それで、これは今後、ホームページに記載をする情報の正確さを期す意味で、委員会室等に私は専門のこういうマイク施設とかを構築する必要があるのではないかというふうに思っています。それについての考え方を</p> | <p>岩本議会事務局長 お答えを申し上げます。平成五年九月に新館ができて、その際、この議場を含めて、委員会室も含めて、音響等の改修をいたしております。その後、数回にわたり改修もいたしております。ただいまご提案いただきました件につきましては、関係部局とご相談しながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。</p> | <p>三浦(正)委員 通告していませんけれども、午前中の歳入のときに質問させていただいたら、会計管理局が担当ということで、少し見解を伺いたいというふうに思ひます。</p> | <p>国東の場合は、超長期債を保有し、それを中途解約で売却益を上げた新聞記事で読ませていただいております。県の場合は、午前中、財政課長が申し上げましたけれども、債券で運用しておりますのは今のところ減値基金の一部でございます。それ以外の複数年の</p> |
| <p>ね。今年度の予算でというのは無理なのかもしれませんが、考え方を聞かせていただきたいということと、あと、この議会棟が建つて二十年という話も聞いていますが、非常にほころびているところなんかもあつたりしますので、</p> | <p>小嶋委員 これから世の中ずっと移ろつていくといひますか、移り変わつていきます。情報端末などの導入なんかもこれから出てくると思うので、そういう環境整備もしておかなきゃいかんと思うんですけど、坂田次長にお伺ひします、いかがでしょうか。</p> | <p>国東市で基金の利回りの関係なんですけれども、超長期の債権の先進的な取り組みで、一・九％程度の利回りが見込まれるというような新聞記事が出ていたんですけれども、午前中の総務部では約一・八％の利回りで一億二千万円の利益といひますか、利回りといひますか、金額を確保しているんです</p> | <p>市を取り組みについてどう分析をされているのか、お伺ひします。</p> |

運用につきましては、今後大幅な取り崩しが予定されていないという基金を集めまして、最大で五年間の運用を行っております。このときに債券で運用するほうが得なのか、預金で運用するほうが利率が高いのかを比較いたしましたら、五年物では預金のほうが利率が高かったものですから、預金で運用をしております。

いずれにしましても会計課としては、基金所管課からいただく運用可能額、運用ができる期間、それらを整理いたしまして、できるだけ効率的に運用したいと考えております。今のところ、今、最大で五年と申し上げましたけれども、五年を超える期間で運用可能額というものにつきましては、基金所管課のほうでその見きわめが難しいことから、こちらのほうとしては五年を超える運用は行っておりません。

以上でございます。
河野委員 人事委員会事務局予算に

ついてお伺いをいたします。

三ページに給与関係事業費、その中に特に民間企業の実態調査というのがございます。ご案内のとおり、国の人事院との連携した形で各都道府県人事委員会事務局のほうが具体的な調査に当たっていらっしゃるというふうに思っております。これについてはいろんなご意見があつて、特に、今、大分県のように、これまで調査対象であつたような大きな企業というのがだんだん撤収していったりとかいうこともあつて、これが大分県内の民間給与が適正に反映できる調査となつているかという議論もあるわけでありまして、人事院もこの民間給与の実態調査の見直し論等があるようでありまして、これについて大分県の人事委員会のほうで検討されているようなことがあれば教えてくださいたいと思います。

城人事委員会事務局長 現在、対象となつている事業所というのが、県内

でいいますと事業所規模、それから企業規模、両方も五十人以上というところでございますので、県内企業の五十人以上の事業所につきましては、全て私どもの対象ということになつております。ということ、かなり民間企業の数としてはカバリッジといいますが、かなりの部分を対象としていてということ、かなり今まで以上に民間企業の実態を反映できるのではないかと、うふうに考えております。これをして十年ぐらいになるんですけれども、今、人事院がいろいろな各事業所の、例えば、いろんな職がございますけれども、この職と県庁職員の職ですね、国でいいますと国家公務員の。必ずしもですね、現在いろいろスタッフ制とか、職が非常に複雑になつてきております。これをきちつとマッチングさせないと適正な比較にならないのではないかなというところで、その取り組みを今年度の民間給与の実態調査から行つている

わけではございますけれども、まだまだ若干始めたばかりでございますので、精度が今後高くなるんだと思っております。

これにつきまして大分県では、これに合わせて、県内の状況をよく見ながら、無作為抽出でございますので、我々の好き勝手に企業を選んでいくわけではございませんので、相手企業にご迷惑のかからないようにしながら、ちよつと精密な作業になりますので、事業所に行つたら時間はとりますけれども、ご理解をいただきながら、改正が行われれば我々も大分県も他の都道府県もだと思えますけれども、その趣旨にのつとつて来年度といたしますか、二十六年の民間企業の実態調査をしていくことになるのではないかと考えております。

以上でございます。
後藤委員 一つ教えてください。県庁の共同庁舎の東側にある駐車場の土

地なんですけれども、用度管財のほう
が所管をしているということではない
んですよね、この土地。どこが所管を
しているんですかね。

黒木用度管財課長 お答えいたしま
す。

私どもの課のほうで管理してござい
ます。もともとは職員駐車場として利
用しております。現在、新館の耐震工
事のために若干減つていますが、
来年度は新館の受変電棟の設置工事と
いうことで、その場所になります。
あわせて工事期間中ですので、来年度
は使用できないことになっております。
管理は私どもがしております。

後藤委員 もう駐車場ではなくなる
ということなんでしょうけれども、そ
の辺のレイアウトができていないん
でしょか。

黒木用度管財課長 済みません、具
体的には、工事のほうは施設整備課で
行いますので、三十七台分の駐車場に

つきましては、来年度は職員駐車場に
使えないということでは聞いており
ます。
後藤委員 それは仮設ですか、本設
ですか。

黒木用度管財課長 済みません、受
変電棟の設置工につきましては、ちよ
つと仮設かどうか、多分施設整備で行
つていきますので、これは受変電棟とい
うことで棟を設置するもので、仮設では
ないとは思っております。

麻生委員 本田議会議務局総務課長
にお伺いをいたします。

議会のほうで一階のホール等々に美
術品を展示したりとか、いろんな形で
多くの皆さんがお楽しみをいただい
てるんだと思います。大変そういつた
準備にご苦労いただいているわけであ
りますが、それについてのご感想と、
例えば美術館をいよいよ建設するわけ
であります。アートの大分県という
部分で、例えばその議論をするこの
県議会の議場に、議長席の後ろのあの

スペースに、例えば絵画を展示する
か、もしそういったことをやる場合に
はどのような課題というか、わかる範
囲で構いませんので、ゆっくりで構い
ませんのでお願いします。

本田議会議務局総務課長 ロビーの
展示は、平成二十三年から新たに始め
ました。いろんな作品、なかなか発表
する場が欲しいというのと、私どもの
あそこのスペースがあいていたとい
うことで、有効利用できたらなという
ことで始まった次第ですが、今回のよ
うに議会中に特に展示すると、傍聴者
の方が来て、多くの方に知らんだけ
るということで非常に喜ばれておりま
す。

こちらに、例えば、何か設置しよう
ということだと、これはもう先生方
が、皆さん方がお決めになってくださ
ればいいことでありまして、それにつ
いては、もしそういうことになれば、
それにふさわしいものをまた探してき

たいと思っております。
以上です。
末宗委員長 ほかに、質疑ありませ
んか。

〔「なし」と言う者あり〕
末宗委員長 ほかに、質疑もないよ
うですので、これをもって、議会議務
局、人事委員会事務局、労働委員会事
務局、監査事務局及び会計管理局関係
予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れかわりますので、
しばらくそのままお待ちください。

病院局関係

末宗委員長 これより病院局関係予
算の審査に入りますが、説明は主要な
事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭
をお願いいたします。

それでは、病院局関係予算について、
執行部の説明を求めます。
坂田病院局長 病院局につきまして、
ご審議いただきます予算議案は、第一

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>号議案、第十三号議案でございます。</p> <p>まず、第一号議案平成二十六年大分県一般会計予算のうち、病院局関係につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>予算に関する説明書は二五六ページになりますが、本日は、お手元にお配りしました平成二十六年病院局予算概要という資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>それでは資料の一ページ目をお開き願います。</p> <p>まず、病院局に関連する平成二十六年の一般会計予算につきまして説明いたします。表の左にあります事業名欄の県立病院対策事業費は、十四億六千二百四十万円でございます。</p> <p>一番右の事業概要欄をごらんください。</p> <p>まず、一番上の病院事業会計負担金十四億六千四百五十万円につきまして、県立病院が行います、がん治療部門や救命救急部門など、高度・専門、</p> | <p>特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の建設改良に充てたいました企業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計が支出するものでございます。</p> <p>なお、この負担金の中には、旧三重病院の建物等に対する企業債償還残に対する負担金を含んでおります。</p> <p>その下の基金積立金七十八万四千円につきましては、福祉保健部が所管しております県立医療施設整備基金の運用利息を積み立てるものでございます。</p> <p>これにより、平成二十五年予算額と比較して、八千六百二十九万円の減額となりまして、病院事業会計負担金につきましては、その下の表にありますとおり、八千六百二十九万二千円の減額、前年比九四・四％となっております。</p> <p>以上で、一般会計予算のうち病院局関連分の説明を終わらせていただきます。</p> | <p>続きまして、第十三号議案平成二十六年大分県病院事業会計予算につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案は七二ページになりますが、本予算につきましても、引き続き予算概要で説明させていただきます。</p> <p>一枚めくって、二ページ目をお開き願います。</p> <p>平成二十六年予算案と平成二十五年予算との比較でございます。</p> <p>病院事業会計予算につきましては、当該年度の収支を計上する収益的収支予算と、将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建物等の企業債の償還金等を計上する資本的収支予算に分かれております。</p> <p>また、平成二十六年予算から、公営企業法改正に伴い、新会計基準を適用することとなります。このため、平成二十六年予算案につきましては、平成二十五年年度の決算見込みをもとに、新会計基準及び消費税率増税の影響を</p> | <p>考慮した編成を行ったところです。</p> <p>まず、上の表の収益的収支予算についてご説明いたします。</p> <p>表の一番上、病院事業収益につきましては、百四十億五千九百万円を計上しております。これは平成二十五年と比較しますと、一番右の、主な増減理由欄に記載しておりますが、入院収益は減収見込みであります。外來収益が増収見込みであることから、一般会計負担金一千百万円の減額影響があるものの、全体では九千六百万円の増額となります。</p> <p>一方、その下の病院事業費用でございますが、百七十九億一千八百万円を計上しております。これは前年度と比較しますと、大幅に増加しておりますが、新会計基準の適用により、年度末に全職員が退職した場合に支給することとなる退職給付費の総額を、退職給付引当金として積み立てることが義務づけられた事で、三十六億五千二百万</p> |
|--|--|---|---|

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>円の計上が必要になった事、加えまして賞与の引き当てが義務づけられた事により、前年度賞与分として三億四千万円の計上、また、消費税率の上昇に伴い、薬品費など、取引業者へ支払う金額が増額となった事などが理由であります。</p> | <p>算案の内訳でございます。まず、収益的収入及び支出についてでございます。初めに、病院事業収益であります。医療収益は、入院収益、外来収益、室料差額収益などの、その他医療収益を加えて、小計の欄にありますように、百三十億二千五百三十六万五千円を見込んでおります。</p> | <p>うに、百四十億五千九百十五万四千円でございます。次のページをお開きください。四ページ目の病院事業費用についてでございますが、まず左の表の、医療費用につきましては、職員の給与費、薬品費等の材料費、委託料や光熱水費等の経費、施設や医療機器等の減価償却費、新会計基準により計上することとなったみなし償却制度の廃止に伴う減価償却費などがございます。表の右側の上段の小計の欄にございますように、百三十七億一千七百六十九万九千円を見込んでおります。</p> | <p>ます。次に、五ページ目をお願いいたします。資本的収入及び支出についてでございます。まず、(一)の資本的収入は、左の表に掲載している、企業債、負担金で構成され、そのうち企業債は一億九千九百万円、医療機器整備と企業債の償還に充当する他会計負担金は七億二千三百八十万八千円であります。この合計は、九億二千二百八十万八千円となっております。</p> |
| <p>したがいまして、平成二十六年当初予算案の単年度損益は、三十八億五千九百万円の赤字となりますが、このうち退職給付引当金及び前年度賞与分の合計三十九億九千二百万円につきましては、新会計基準の適用による影響でありまして、仮に従来までの旧会計基準で予算編成を行った場合には、一億三千三百万円の黒字となっております。</p> | <p>医療外収益は、受取利息や、国、一般会計からの補助金、冒頭で説明いたしました、一般会計からの病院事業に対する負担金を含めた負担金交付金、新会計基準により計上することとなった、みなし償却制度の廃止に伴う収益化などの、その他医療外収益を合わせまして、小計の欄にありますように、十億三千百七十八万九千円を見込んでおります。</p> | <p>また、医療外費用は、二億五百七十三万八千円で、内訳としましては、支払い利息及び企業債取扱諸費が主なものでございます。これに特別損失として、退職給付引当金、前年度賞与分等を加えまして、病院事業費用は右の一番下、合計の欄にありますとおり、百七十九億一千八百一万五千円でございます。</p> | <p>また、右の表資本的支出は、建設改良費と企業債償還金で構成され、建設改良費のうち、資産購入費は、医療機器整備などに支出するための費用四億円でございます。高額な資産購入としましては、議案の第十条、議案書では七五ページになりますが、重要な資産の取得にも記載しておりますとおり、検体搬送システ</p> |
| <p>次に、下表の資本的収支予算については、後ほど資料の五ページでご説明いたします。</p> | <p>ほかに、過年度損益修正益などの特別利益を加え、病院事業収益は表の右側の一番下の合計の欄にございますよ</p> | <p>を七十九億一千八百一万五千円でございます。</p> | <p>を七十九億一千八百一万五千円でございます。</p> |
| <p>三ページ目をお願いします。</p> | <p>先ほどご説明した平成二十六年度予</p> | <p>を七十九億一千八百一万五千円でございます。</p> | <p>を七十九億一千八百一万五千円でございます。</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>ムの更新を予定しております。</p> <p>その下の改築事業費は、大規模改修工事のための実施設計委託料や、空調工事などの改修工事費用の合計一億一千六百万円を計上しております。</p> <p>そして、企業債の償還元金である企業債償還金が十二億八千七百三万八千円で、この中には旧三重病院の建物等に対する企業債残の償還金四千三百六十万円を含んでおります。以上、資本的支出を合計しますと、十八億三百万八千円となります。</p> <p>その下の欄外に記載をしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填することとしております。</p> <p>以上で、一般会計予算の病院局関係及び病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> | <p>末宗委員長 以上で、説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。</p> <p>答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。</p> <p>事前の通告者が二名おります。順次指名してまいります。</p> <p>土居委員 予算概要二ページの病院事業費用の退職給付引当金の増加について伺おうと思っていたんですけども、先ほど新会計基準で、全職員分という説明をいただきました。</p> <p>では、実際来年度、何人ぐらい退職されて、その後の補充というか、そういう対策はどのように考えているのか、お伺いします。</p> <p>宇野次長 退職者ですけども、医者の中の退職もございまして、例年四十名程度の退職者ということになります。</p> | <p>今回の引き当ての分は、全職員がやめることを想定しての金額ということになります。やめた分の想定を来年はまた、積み足していくという形になってまいります。</p> <p>補充ということですが、退職者数に応じて補充をしていくというのが原則でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>堤委員 消費税が四月から増税をされますけども、今回、条例等で文書料の値上げがあつて、約四百五十万円の増収を図るようになっておりますね。</p> <p>あと、消費税の増税によつて、納付の税額というのはどういふふうになるのかなということが一つ。</p> <p>また、当然この三%の増税による診療報酬の改定も検討されて、実質的にはなかなか三%までいかないような話も聞いておりますけども、その状況はどうなるのかなど。</p> <p>今、土居委員の関係で、退職給付引</p> | <p>当金で全職員がやめるのを積み立てをするという新基準、これの理由はどこにあるのかというのをお聞かせをください。</p> <p>宇野次長 まず、消費税の文書料等の増収分ということでございますけれども、病院の収入というものは課税、また非課税というものがございますけれども、収入の大部分は診療報酬でございますので、診療報酬自体、非課税収入扱いでございます。</p> <p>室料差額、文書料等について今回課税対象ということから条例を改正させていただきますまして、その分の見込み額として四百五十万円が予定をされているということでございます。</p> <p>病院事業は、医業収益のほとんど非課税ということから、仕入れ控除できないということから、その増収分がそのまま納付のほうに回るということになってまいります。</p> <p>それと、消費税の増税に伴う影響額</p> |
|--|---|--|---|

ということ、今回の診療報酬の改定で、全体では〇・一％の改定、その中で消費税増税対策分として、一・三六％を措置するというのが今回の厚生労働省の方針でございます。実質、消費税増税分を除けば、マイナスイ・二六％という非常に厳しい内容ということになっております。

そのため、消費税の影響額とすれば、三％の増分として、例年約三億円の控除できない分を雑損として計上しております。その分が約三％またふえ、五％から八％なりふえるということ、約一億七千万円ほど、その分がふえると、その金額がふえるという想定でございます。

それと、診療報酬の今回の改定の影響ということでございますけれども、今回の改定の重点課題として、主に急性期病床の位置づけを明確化して、医療機関の機能分化、強化と連携を推進するということが主眼とされております。

当県病のほうは、急性期病院の位置づけでございますので、今回の改定では、急性期患者に対する高度な医療の提供が求められ、在院日数の算定等で、より厳しい自主運営の見直しが行われるということになります。

当院としましては、地域医療の基幹病院として役割を果たせるよう、この新しい厳しい基準にも対応できるように体制を整備していこうと考えております。

そこで、今回告示のあったいろんな内容を項目ごとに試算をしますと、適切な診療情報の管理とか、診療の実施というところでは、既に取り組んでいるところ、また、新たに取り組むところというところがございまして、消費税の増税分が一億七千万円ほどございまして、それを差し引いても、約一億円ほど増収となるという見込みでございます。

それと、最後の退職給付引当金です

けれども、これは改正による義務化ということでご理解いただければと思います。

堤委員 消費税の増税によって、本当に県病も大変な状況になるというのもよくわかりました。診療報酬もそれに見合うだけの改定をやれば、これからも声を出してやっていただきたいなというふうに思います。

義務的な改定というのは、もう当然法的にそうなっているんでしょうけれども、結局、全職員が退職するだけの給与引当金を積むということは、ちょっとあり得ない話ですよ。全職員が、また公的病院でもあるわけだから。それを基準として上げなければならぬ。というのは何でしょうね。義務的にそういうのは何なんだろう。じゃなくて、法律上、こういうふうになっているから、こういうふうに積み立てをするようになったんですと、この辺がわかれば教えてください。

宇野次長 済みません。ちよつと明確な理由というところがございませぬけれども、今回の改正の主たるところは、民間企業会計と合わせる。それによって透明化し、比較ができるようになるのが趣旨にございますので、もとはそこじゃないかなと、これも推論ですけども。

末宗委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

御手洗委員 一点お伺いいたします。

入院の延べ患者数並びに一日の平均患者数が出ておりますが、ベッド数は今、何床で、なおかつ、このベッド稼働率、幾らで計算されているのか、お伺いしたいと思います。

宇野次長 病床数、一般病床五百九床でございます。今回の当初予算での患者数での見込みでは、その稼働率八％で見込んだ数字となっております。

御手洗委員 八一%ということですが、一九%は、まだベッドを使っていないということ、一〇〇%には極めて難しいんでしょうけども、やはりここで減収されておりますので、そのところを極めて高い稼働率にする必要があろうというふうに思うんですが、その点いかがですか。

坂田病院局長 稼働率一〇〇%というのは、正直申しまして、現実的にあり得ない数字になります。と申しますのが、小児病棟、それから産婦人科病棟、それから男性と女性がおります。そしたら、小児病棟があとにいるけども、ほかに、例えば、大人の患者さんがたくさん入ってきたとしても、小児に入れることができません。産婦人科病棟も、例えば、十床あいていたとして、大人が来た場合、そこに入れることはできません。男性の部屋に女性を入れることもできませんし、そういうことを考えますと、非常に現実的には

難しいところがあります。

八一%という数字は、現実的には、自治体病院の平均からしますと、全国的には大体七十数%が多いようで、八一%というのは、かなり高い数字だというふうに考えております。

それと、もう一つは平均在院日数というのがございまして、平均在院日数は最近はどうどん減らしていくようになります。

平均在院日数と申しますのは、一人の患者さんが入院して退院するまでの期間というのを考えて、必ずしもそうじゃないんですけれども、考えていただければいいと思えますけれども、大体平成十八年ぐらいが十六か七ぐらいだったと思います。現在が十二日台になつております。そうしますと、仮に年間一万人の患者さんが入院しますと、平均在院日数が一日短くなるだけで、病床利用率というのが、結局、延べ病床率が一万ですか、一万減りますので、

かなりの利用率が下がるということになります。

現在、どの急性期病院も平均在院日数を減らして、在宅へという傾向がありますので、県議がおっしゃるようにはなかなか難しいかと存じます。

御手洗委員 入院単価が六万二千四百三十三円ということで単価が出されております。そういう中で、やはり一〇〇%に対する職員数、看護師の数だろうというふうに思いますので、そこ

のところが説明はよくわかりました。いろいろな関係で極めて難しいというお話ですが、こういう数字が出ておりますので、さらに努力する必要もあるのかなというふうに思いますので、もうご答弁は要りませんので、どうぞ健全な病院運営をするためによくお願いしたいと思います。

江藤委員 済みません、一点だけお聞かせください。

元金、これは十二億八千七百三十八万八千円、そのうちの旧三重病院の償還金が四千三百六十万円と上がっておりますが、これが大体あと何年ぐらいの償還になりますか。この一点だけ。

宇野次長 二十五年の企業債の残高でございます。県病分が六十九億円、それと三重病院が四千三百六十万円で、三重病院が来年これによって消えるということになります。

企業債につきましては、一年据え置き四年償還ということでのルールで今やっております。ですから、今後、機器の購入のためにまた借り入れていきます。来年も一億九千九百万円を借り入れていきますので、そういった借入分が、そういったルールで残っていくということになります。(「もう一つ三重病院」と言う者あり) 三重病院については、来年で消えるということになります。

麻生委員 一点要望申し上げます。

| | |
|---|---|
| <p>先ほど、宇野次長から新会計基準の目的といますか、導入の背景、自治体病院と民間病院、こういったものについての可視化、透明化、比較ができるといったようなお話があったわけでありまして、分科会までにそういった、ある意味、健全経営をなされている旧自治体病院、こういったものの中で、あるいは大分県下の中で、ほかと比較したときに県立病院の位置づけや、各分野での指標がこの辺にあるよというような部分がわかる範囲で結構ですので、お示しをいただきたいということと、例えば、健全経営で言うならば、旧山形の県立日本海病院と旧酒田市民病院ですか、こういったところが非常に健全経営をしているやというふうに聞いているんですが、大分の県立病院として、幾つかの指標で物差しとして、目標とすべき病院があるんじゃないかなど、そういったことについても分科会の中で詳しくご説明を願いたいと思</p> | <p>いますので、よろしく申し上げます。終わります。</p> <p>末宗委員長 ただいま麻生委員から資料提出の要求がありました。お諮りいたします。</p> <p>ただいまの資料を委員会として要求することに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p> <p>末宗委員長 ご異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と言う者あり〕</p> <p>末宗委員長 ほかに、質疑もないようですので、これをもって、病院局関係予算に対する質疑を終わります。</p> <p>―――</p> <p>末宗委員長 以上で本日の審査日程は終わりました。</p> <p>次回は明十四日、午前十時から当議場で開きます。</p> <p>これをもって、本日の委員会を終わ</p> |
| | <p>ります。</p> |
| | |